

宮城県消費者施策推進基本計画（第2期）実施状況（H23～27年度）

計画期間（平成23年度～平成27年度）

1 第2期計画の概要

I 「消費者施策推進基本計画」の策定に当たって

（「宮城県消費者施策推進基本計画」P1～P2）

◆計画策定の目的

- ・消費者を取り巻く状況の変化として、「食の安全安心」という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件、高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など、「暮らしの土台」そのものを揺るがす問題が生じました。
- ・国の動きとして、上記を踏まえ、平成21年9月に消費者庁が設置されるとともに、平成22年2月に「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」が策定、同年3月には新たな「消費者基本計画」が策定されました。
- ・これら消費者を取り巻く状況の変化、国の動き等を踏まえ、消費者の視点に立った消費者施策を総合的・計画的に一層推進していくため、宮城県消費者施策推進基本計画（第2期）を新たに策定しました。

◆計画策定の位置付け

消費生活条例第8条第1項の規定により消費者施策の計画的な推進を図るために策定された計画です。
（県政運営の総合的な指針を踏まえた県の消費者行政分野の計画）

◆計画期間：平成23年度から平成27年度まで

◆計画の実施状況の管理：関連事業の実施状況を毎年検証・評価し、ホームページで公表

II 消費者行政をめぐる現状と課題について

（「宮城県消費者施策推進基本計画」P3～P10）

消費者行政をめぐる現状

- (1) 消費生活相談の現状
- (2) 多重債務の現状
- (3) 最近における国の主な動向
- (4) 環境の保全

⇒

課題

- (1) 消費者行政の充実・強化
- (2) 消費者被害の未然防止
- (3) 消費者被害の救済
- (4) 環境に配慮した消費行動の推進

III 計画で推進する施策とその内容

（「宮城県消費者施策推進基本計画」P11～P24）

1 消費生活の安全・安心の確保

県民が安全で安心した消費生活を営むことができるよう、商品・サービスに対する監視、関係事業者への指導、消費者事故等の情報収集等を行うほか、県民に対して相談窓口及びその業務内容を周知し、相談及び情報を積極的に受け付けるなど、県民と共に消費生活の安全・安心の確保に努めます。

2 商品・サービスの選択の機会確保

消費者が自ら適切に商品・サービスを選択することができるよう、表示、規格等について、検査及び監視指導を行うほか、消費者が事業者と適正な契約を締結できるよう、普及啓発、事業者指導等を行います。

3 啓発活動の推進と消費者教育の充実

消費者被害を防止するため、各種媒体を活用した適時適切な情報提供、各種講座の開催及び学校教育と連携した消費者教育を行うとともに、高度情報通信社会の進展に伴って派生した商品・サービスに関する知識の普及、及び情報提供を積極的に行うなど、各世代に適した啓発活動及び消費者教育を行うことにより、消費者被害から自らを守る力を養い、かつ、適切な消費行動をとることができるようにします。

4 消費者被害の救済

消費者被害にあった県民を救済し、及び支援するため、苦情の申出に対して、調査、助言、あっせん等を行うことにより適切かつ迅速に対応するとともに、法律上の判断が必要な事例及び解決が困難な事例についても、専門機関との連携又は裁判外紛争処理手続により解決に努めます。

5 消費者行政の充実・強化

消費者被害の防止及び救済並びに消費生活の安定及び向上に向けて、県の消費生活相談体制等の充実を図るとともに、市町村の消費生活相談体制の強化に向けた取組を支援します。

6 関係団体への支援

消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者に対する啓発及び教育等、消費生活の安定及び向上を図るために行う消費者関係団体等の健全かつ自主的な活動を支援します。また、自ら消費者の信頼を確保するために行う事業者団体等の自主的な活動を支援します。

7 環境に配慮した消費行動の推進

CO2の削減、ごみ減量化等地球環境保全に関する取組は、消費者の生活及び事業者の活動と密接に関係していることから、地球環境保全に関する取組についての教育及び普及啓発を行うほか、消費者及び事業者の環境に配慮した取組を支援していきます。

IV 主要重点推進項目

(「宮城県消費者施策推進基本計画」P25～P29)

- 1 市町村の消費生活相談体制の強化について
- 2 高齢者の消費者被害対策について
- 3 若者の消費者被害対策について
- 4 多重債務者対策について

2 計画で推進する施策の実施状況

計画で推進する施策の主な取組事項については、概ね計画通りに実施しました。事業毎の詳細な実施状況等については、次ページ以降に記載のとおりです。

1 消費生活の安全・安心の確保

施策	取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等			
		事業名等							
1	(1)	消費生活の安全・安心の確保	商品・サービスの安全の確保	製品安全4法による立入検査等の実施			消防課	【自己評価】 法令に基づき事業者に対する立入検査を実施し、法に適合しない製品が販売されていないことを確認したことで、消費者の安全を確保出来た。 【課題と今後の対応等】 ガス及び電気用品による災害を防止し、消費者の安全を確保するため、法令に基づき、販売事業者に対する立入検査及び指導監督等を引き続き行う。 【今後の方向性】 維持継続	
				液化石油ガス取締事業	○下記の法令に基づき立入検査及び指導監督等を実施した。 ・ 液化石油ガス法 液化石油ガス販売所への立入検査実施回 H23 H24 H25 H26 H27 立入検査実施件数 69 事業所 125 事業所 130 事業所 89 事業所 80 事業所				
				電気用品安全法に基づく検査・指導等	・ 電気用品安全法（市町村移譲事務） 電気用品販売事業者への立入検査実施回 H23 H24 H25 H26 H27 立入検査実施件数 42 事業所 45 事業所 45 事業所 35 事業所 44 事業所				
				ガス事業法に基づく検査・指導等	・ ガス事業法 ガス用品販売事業者への立入検査 H23 H24 H25 H26 H27 立入検査実施件数 - - - - -				
				消費生活用製品安全法に基づく検査・指導等	○消費生活用製品安全法に基づき立入検査や指導等の実施（町村移譲事業）（H23は市を含む） ・ 県（町村含む）の実施状況 H23 H24 H25 H26 H27 立入検査実施店舗数（県・町村） 9 店舗 6 店舗 10 店舗 4 店舗 4 店舗 立入検査実施町村数 1市1町 3 町 2 町 1 町 1 町 （角田・大河原）（大河原・利府）（大河原・利府） ※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により、平成24年4月1日からは各市へ事務移譲 （参考）市の実施状況 H23 H24 H25 H26 H27 立入検査実施店舗数 - 30 店舗 22 店舗 28 店舗 37 店舗 立入検査実施町村数 - 2 市 2 市 3 市 3 市 （角田・大崎）（角田・大崎）（仙台・角田・大崎）（仙台・角田・大崎）	消費生活・文化課	【自己評価】 実施する町村が一部に限られたものの、事業者に対して法令に基づく立入検査を実施し、法に適合しない製品が販売されていないことを確認することで、消費者の安全を確保に努めることができた。 【課題と今後の対応等】 実施結果では違反数が少ないものの、検査を実施する市町村を増加していく必要がある。未実施の理由としては、「人員の不足」が多い一方で、「実施方法が分からない」等、連携や情報共有が少ないことが原因と考えられるものもあったので、東北経済産業局とも情報交換を行い、実行性のある方策を検討していく必要がある。 【今後の方向性】 維持継続		
21									
製品事故、消費者事故への対応									
3				重大事故等発生時の情報提供	消防課	【自己評価】 重大事故等の発生はなかった。 【今後の対応等】 産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、ホームページ「製品情報（消防課関連）」への掲載により、適切な情報提供を行う。 【今後の方向性】 維持継続			
				情報提供			H23 H24 H25 H26 H27 - - - - - (重大事故の発生なし H23~H26)		
4				○消費者庁等からの事故情報をホームページに掲載するなど、迅速な情報発信・提供に努めた。 ・ 県のホームページから消費者庁等のページに常時リンクさせるとともに、課のトップページに重大な事故情報を掲載した。 ・ 課で作成している情報誌に事故情報を掲載した。 ・ 消費者庁からの情報を電子メールにより、速やかに市町村等へ情報提供し共有化を図った。	消費生活・文化課	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 県民にとって事故情報がよりわかりやすいものとなるように、公表資料の表現の仕方やホームページへの掲載の方法について工夫し、見やすいものとしていく。 【今後の方向性】 維持継続			
					重点推進項目	1			
生活関連商品の安定供給									
5				生活関連商品の安定供給に関する事務	消費生活・文化課	【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製品価格及び宮城県生協連が実施する灯油モニター調査価格等の情報収集を行うとともに、ホームページに掲載し、灯油、ガソリン、軽油価格動向の情報提供に努めた。また、石油製品の適正価格と安定供給のための協力要請も毎年実施した。 【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報であるため、引き続き定期的な情報収集を行うとともに情報提供を実施していく。 【今後の方向性】 維持継続			
				・ 県内の石油製品価格状況の情報提供			H23 H24 H25 H26 H27 情報収集及び情報提供 ○ ○ ○ ○ ○		
				・ 石油製品の価格安定等に関する要請の実施 宮城県石油商業協同組合、宮城県石油商業組合及び各石油元売会社に協力を要請した。			H23 H24 H25 H26 H27 要請日 H23.11.7 H24.11.9 H25.11.15 H26.11.18 H27.11.30		
				・ 関係法令に基づく措置	H23 H24 H25 H26 H27 措置の実施 - - - - -				
						7			

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等	
	事業名等					
1 消費生活の安全・安心の確保 (1) 商品・サービスの安全の確保	消費者物価指数等の情報提供					
	6	消費者物価指数等の情報提供	○ホームページ等により「仙台市消費者物価指数」等を毎月公表し、適切な情報提供に努めた。なお、年報は2月、年度報は5月に公表した。	統計課	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 県民にとって消費者物価指数がよりわかりやすいものとなるように、公表資料の表現やホームページの掲載方法について工夫し、見やすいものとしていく。 【今後の方向性】 維持継続	
			H23 H24 H25 H26 H27 情報提供 ○ ○ ○ ○ ○			
	7	消費生活情報提供事業	○消費生活に関連が深く、価格の変動が激しい石油製品の価格状況をホームページに掲載し、毎週更新することにより常時、情報を提供した。	消費生活・文化課	【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製品価格及び宮城県生協連が実施する灯油モニター調査価格をホームページに掲載し、灯油、ガソリン、軽油価格動向の情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報であるため、引き続き情報提供を実施する。 【今後の方向性】 維持継続	
			H23 H24 H25 H26 H27 情報提供 ○ ○ ○ ○ ○			
		5				
	災害時の生活必需品の安定供給等					
	8	災害時の生活必需品の安定供給に関する事務	○災害時における物資の供給について、提携事業者(コンビニエンスストア)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給に努めた。	食産業振興課	【自己評価】 提携事業者(コンビニエンスストア)と連携して図上訓練等を行うことにより、災害時における物資の供給体制について確認した。 【課題と今後の対応等】 引き続き、提携事業者との協定に基づき、連携して被災地への物資供給を行う。 【今後の方向性】 維持継続	
			H23 H24 H25 H26 H27 ・ 非常時に備えた連絡体制の確認 - ○ ○ ○ ○ ・ 物資要請にかかる図上訓練 (6.12総合防災訓練) - ○ ○ ○ ○ ・ 年度末現在の提携事業者数 4社 4社 4社 4社 4社 (ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン、サークルKサンクス)			
9	災害時の生活必需品の安定供給に関する事務	○災害時における物資の供給について、提携事業者(宮城県生活協同組合連合会)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給を行う。	消費生活・文化課	【自己評価】 H23.3.11の震災時には、宮城県生協連に対し、協定に基づく要請を行った。会員のみやぎ生協の協力を得て、市町村に供給可能な応急生活物資リストを作成し、24時間体制で受付、連絡調整を行い、12市町の要請に応じて供給を行うことができた。H24以降の総合防災訓練においても、宮城県生協連の参加協力を得て訓練にあたっており、災害時の対応に備えている。 【課題と今後の対応等】 災害時の物資供給は必要不可欠であるため、協定を維持していくとともに、訓練等で協力体制の確認を行っていく。 【今後の方向性】 維持継続		
		H23 H24 H25 H26 H27 ○ - - - - 食料品 おにぎり、菓子パン、カップ麺、果物 など 飲料水 ミネラルウォーター、お茶、ジュース など 衣類等 肌着、靴下、セーター など 日用品 毛布、タオルケット、乾電池、歯ブラシ、紙オムツ など				
		H23 H24 H25 H26 H27 ・ 物資要請にかかる図上訓練 (6.12総合防災訓練) H23 H24 H25 H26 H27 防災訓練の実施 - ○ ○ ○ ○				
		○災害に乗じた異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行なわれるおそれがある場合などには、関係法律に基づいて必要な措置をとる。				
		H23 H24 H25 H26 H27 措置の実施 - - - - -				

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																															
	事業名等																																																																																																			
10	食の安全安心の確保																																																																																																			
	みやぎ食の安全安心県民総参加運動	<p>○みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業を通じて、食の安全安心の確保に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全安心消費者モニター制度事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td>モニター登録数（年度末）</td><td>772 人</td><td>774 人</td><td>814 人</td><td>849 人</td><td>913 人</td></tr> <tr><td>研修会の開催</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>アンケート調査の実施</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>食品表示モニタリング調査の実施</td><td>—</td><td>6～12 月</td><td>6～12 月</td><td>6～12 月</td><td>6～12 月</td></tr> <tr><td>食品工場見学会</td><td>—</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>生産者との交流会の開催</td><td>—</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td></tr> <tr><td>モニターだよりの発行</td><td>—</td><td>3 回</td><td>3 回</td><td>3 回</td><td>3 回</td></tr> </table> 食の安全安心取組宣言事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td>取組宣言者数（生産者）</td><td>65,718 者</td><td>65,718 者</td><td>65,721 者</td><td>39 者</td><td>39 者※</td></tr> <tr><td>取組宣言者数（事業者）</td><td>3,018 者</td><td>3,176 者</td><td>3,265 者</td><td>2,992 者</td><td>2,948 者</td></tr> </table> <p>※ 生産者数の計上方法を変更している</p> 食の安全安心総合情報提供事業 <p>県ホームページにおける情報提供、「食の安全安心取組宣言者検索システム」の開設・運用</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td></td><td>休止</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </table> 食の安全安心相互交流理解度アップ事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td>食の安全安心セミナーの開催</td><td>休止</td><td>1 回</td><td>3 回</td><td>3 回</td><td>回</td></tr> <tr><td>地方懇談会の開催</td><td>休止</td><td>5 回</td><td>8 回</td><td>8 回</td><td>回</td></tr> </table> 		H23	H24	H25	H26	H27	モニター登録数（年度末）	772 人	774 人	814 人	849 人	913 人	研修会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	アンケート調査の実施	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	食品表示モニタリング調査の実施	—	6～12 月	6～12 月	6～12 月	6～12 月	食品工場見学会	—	1 回	1 回	1 回	1 回	生産者との交流会の開催	—	1 回	1 回	1 回	1 回	モニターだよりの発行	—	3 回	3 回	3 回	3 回		H23	H24	H25	H26	H27	取組宣言者数（生産者）	65,718 者	65,718 者	65,721 者	39 者	39 者※	取組宣言者数（事業者）	3,018 者	3,176 者	3,265 者	2,992 者	2,948 者		H23	H24	H25	H26	H27		休止	○	○	○			H23	H24	H25	H26	H27	食の安全安心セミナーの開催	休止	1 回	3 回	3 回	回	地方懇談会の開催	休止	5 回	8 回	8 回	回	食と暮らしの安全推進課	<p>【自己評価】 「食の安全安心消費者モニター」への登録者数が増加し、県で主催する事業への参加等を通じて食の安全安心への理解が一層深まった。また、取組宣言事業は、震災の影響等により登録抹消者が新規登録者を上回り登録者総数の減少傾向が続いているが、アニメむすび丸を使用した新ロゴマークを用いた集客行事等での広報活動など、事業の普及に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 県民の食の安全安心に対する関心が高いことから、県民総参加運動の一層の浸透を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
		H23	H24	H25	H26	H27																																																																																														
モニター登録数（年度末）	772 人	774 人	814 人	849 人	913 人																																																																																															
研修会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回																																																																																															
アンケート調査の実施	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回																																																																																															
食品表示モニタリング調査の実施	—	6～12 月	6～12 月	6～12 月	6～12 月																																																																																															
食品工場見学会	—	1 回	1 回	1 回	1 回																																																																																															
生産者との交流会の開催	—	1 回	1 回	1 回	1 回																																																																																															
モニターだよりの発行	—	3 回	3 回	3 回	3 回																																																																																															
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																															
取組宣言者数（生産者）	65,718 者	65,718 者	65,721 者	39 者	39 者※																																																																																															
取組宣言者数（事業者）	3,018 者	3,176 者	3,265 者	2,992 者	2,948 者																																																																																															
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																															
	休止	○	○	○																																																																																																
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																															
食の安全安心セミナーの開催	休止	1 回	3 回	3 回	回																																																																																															
地方懇談会の開催	休止	5 回	8 回	8 回	回																																																																																															
11	消費生活相談事業	<p>○県民からの消費生活相談に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、苦情や相談の処理・解決に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談 <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td>県相談機関受付件数</td><td>8,330 件</td><td>8,442 件</td><td>9,639 件</td><td>8,822 件</td><td>7,741 件</td></tr> <tr><td>消費生活センター</td><td>6,684 件</td><td>6,877 件</td><td>8,162 件</td><td>7,455 件</td><td>6,925 件</td></tr> <tr><td>県民サービスセンター</td><td>1,646 件</td><td>1,565 件</td><td>1,477 件</td><td>1,367 件</td><td>816 件</td></tr> </table> 		H23	H24	H25	H26	H27	県相談機関受付件数	8,330 件	8,442 件	9,639 件	8,822 件	7,741 件	消費生活センター	6,684 件	6,877 件	8,162 件	7,455 件	6,925 件	県民サービスセンター	1,646 件	1,565 件	1,477 件	1,367 件	816 件	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター（仙台を除く）	<p>【自己評価】 相談件数は概ね8千件台で推移しており、適切な処理及び解決に努めた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 センター・オブ・センターズとしての機能が求められており、経由相談等による市町村相談窓口への更なる支援を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																																								
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																															
県相談機関受付件数	8,330 件	8,442 件	9,639 件	8,822 件	7,741 件																																																																																															
消費生活センター	6,684 件	6,877 件	8,162 件	7,455 件	6,925 件																																																																																															
県民サービスセンター	1,646 件	1,565 件	1,477 件	1,367 件	816 件																																																																																															
重点推進項目																																																																																																				
1 2 3 4																																																																																																				
12	医薬品に関する安全の確保																																																																																																			
	薬事啓発事業	<p>○薬事相談事業、薬と健康の週間事業を通じて、医薬品の適正使用と取扱いについて正しい知識の普及に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬事相談窓口の設置 (一社)宮城県薬剤師会薬事情報センター内に「くすりの相談室」を設け、毎週火曜・金曜日に医薬品等の相談・苦情処理を行った。 <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td>相談受付件数</td><td>384 件</td><td>506 件</td><td>476 件</td><td>492 件</td><td>396 件</td></tr> </table> 「薬と健康の週間」事業 薬と健康の週間に合わせて、各地域で講演会や展示会等を開催し、医薬品等に関する正しい知識について普及啓発を行った。 <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td>開催期間</td><td>(H23.10.17 ~H23.10.23)</td><td>(H24.10.17 ~H24.10.23)</td><td>(H25.10.17 ~H25.10.23)</td><td>(H26.10.17 ~H26.10.23)</td><td>(H27.10.17 ~H27.10.23)</td></tr> </table> 		H23	H24	H25	H26	H27	相談受付件数	384 件	506 件	476 件	492 件	396 件		H23	H24	H25	H26	H27	開催期間	(H23.10.17 ~H23.10.23)	(H24.10.17 ~H24.10.23)	(H25.10.17 ~H25.10.23)	(H26.10.17 ~H26.10.23)	(H27.10.17 ~H27.10.23)	薬務課	<p>【自己評価】「くすりの相談窓口」では、毎年約400～500件近くの相談を受けており、県民の医薬品等に対する疑問解消、不安の払拭を図ることができた。また、薬と健康の週間に実施する「薬と健康のつどい」には、毎年約500名以上の方が来場するほか、様々な活動により、広く県民に医薬品等に関する正しい知識の普及啓発が図れた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 2025年には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化社会が加速することから県では地域包括ケアシステムの構築を推進するなど対策を講じている。その中で、くすりの専門家である薬剤師や薬局の果たす役割や活動状況等について、積極的に周知していく。くすりの相談についても、益々需要が高くなることが想定されることから、当該事業について県広報等様々な媒体を活用し、より多くの方に利用してもらうために周知を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																																								
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																															
相談受付件数	384 件	506 件	476 件	492 件	396 件																																																																																															
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																															
開催期間	(H23.10.17 ~H23.10.23)	(H24.10.17 ~H24.10.23)	(H25.10.17 ~H25.10.23)	(H26.10.17 ~H26.10.23)	(H27.10.17 ~H27.10.23)																																																																																															
13	地震に対する住まいの備え																																																																																																			
	木造住宅等耐震相談窓口の設置	<p>○木造住宅等の耐震診断や耐震改修工事についての相談窓口を設置し、県民の住まいの備えを支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震相談所開設 <table border="1"> <tr><th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th></tr> <tr><td>開設期間</td><td>9 カ月</td><td>10 カ月</td><td>9 カ月</td><td>9 カ月</td><td>10 カ月</td></tr> <tr><td>相談受付件数</td><td>192 件</td><td>125 件</td><td>59 件</td><td>32 件</td><td>30 件</td></tr> </table> 		H23	H24	H25	H26	H27	開設期間	9 カ月	10 カ月	9 カ月	9 カ月	10 カ月	相談受付件数	192 件	125 件	59 件	32 件	30 件	建築宅地課	<p>【自己評価】耐震診断等の相談窓口を設置することにより、相談体制の充実が図られた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 県内には昭和56年5月以前に建築された耐震性が不十分と見込まれる木造住宅が多く存在するため、耐震性に不安のある県民からの相談に対応できるよう、引き続き相談窓口を設置する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																																														
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																															
開設期間	9 カ月	10 カ月	9 カ月	9 カ月	10 カ月																																																																																															
相談受付件数	192 件	125 件	59 件	32 件	30 件																																																																																															

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等						
	事業名等										
1	消費生活の安全・安心の確保	(2) 相談や情報提供の受付	住まいに関する情報提供			住宅課	【自己評価】 相談窓口を設け、また「住宅相談Q&A」の作成などにより、的確な対応ができる体制を整備することができた。 【課題と今後の対応等】 円滑な情報提供のため、県ホームページの充実や「住宅相談Q&A」の適宜見直し等を図る必要がある。 【今後の方向性】 維持継続				
			住宅・宅地相談窓口の設置	○住宅・宅地相談窓口を設置し、欠陥住宅やシックハウスなどの住宅トラブルに関する相談に応じたほか、新築住宅や住宅リフォーム等に関する各種助成制度や税制の特例措置、省エネ住宅、長期優良住宅、住宅の瑕疵担保に関する相談などに対応した。	H23			H24	H25	H26	H27
			相談受付件数	○	○			約1,000件	約650件	約450件	
			住宅相談Q&Aの作成	—	—			—	○	○	
14			不動産取引等に関する情報提供			建築宅地課	【自己評価】 県民に対する相談・助言窓口の設置事業であり、計画的な事業実施は不可であるが、建築・宅地の取得や賃貸物件に関する事項、一般県民にとっての一世一代の取引に関する相談に対して、宅建業法の趣旨である購入者等の利益の保護の点から法の目的に照らして適切な助言を行ってきた。 【課題と今後の対応等】 日々多様化、複雑化している宅建業取引に係る相談に適切に対応できるよう、職員の相談対応能力の向上に努めるとともに、事業者に対する指導・監督等に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続				
宅地建物取引相談窓口の設置	○宅地建物取引相談窓口を常時開設し、一般消費者の宅地建物の取引に関する契約や紛争などの相談に対応するとともに県ホームページによる相談窓口の情報提供を行い、安全・安心な不動産取引の推進を図った。	H23	H24	H25	H26			H27			
取引に関する相談	4件	1件	11件	10件	10件						
取引の紛争の相談	16件	37件	42件	28件	11件						
15			高齢者の日常生活等の悩みに対する相談機能の充実			長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者及びその家族の相談窓口として、関係機関との情報交換や広報活動を行い、県内全域をカバーするセーフティネットの役割を担った。 【課題と今後の対応等】 事業として定着していると認められるが、高齢者に関する専門的な相談に迅速に対応できるよう、今後も関係機関との連携や事業の周知に努めていく必要がある。 【今後の方向性】 維持継続				
宮城県高齢者総合相談センター運営事業	○高齢者及びその家族が抱える医療、法律、保健・介護等に関する心配ごとや悩みごとなどの専門相談を実施し、県内全域をカバーするセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。 ※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への委託事業	H23	H24	H25	H26			H27			
相談受付件数	1,824件	2,060件	1,502件	1,623件	1,613件						
① 一般相談	1,451件	1,679件	1,069件	1,163件	1,245件						
16			障害者の権利の擁護			障害福祉課	【自己評価】 電話相談という匿名性の高さや面接相談に比べ敷居が低い気軽さの利点を活かし、様々な悩みを訴える相談者の辛さや孤独感に寄り添うことができた。 【課題と今後の対応等】 曜日ごとに相談者の障害種別を分けている(例、月曜日は精神障害者の相談日)が、担当障害以外の相談対応も増加しており、障害特性について学習する機会の必要性が高まっているため、研修や相談員間の綿密な情報共有により、相談員の専門性や相談対応の向上を目指す。				
障害者の権利の擁護に係る相談窓口の設置(障害者110番)	○障害者の権利の擁護に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置し、必要に応じて専門機関等との連携を図った。	H23	H24	H25	H26			H27			
相談件数	679件	387件	387件	584件	730件						
稼働日数	週6日	週6日	週6日	週6日	週6日						
17			自死への対策			障害福祉課	【自己評価】 毎年2,000件を超える相談が寄せられており、相談窓口として広く県民に認知されており、県民の精神的健康の保持増進に寄与することができた。 【課題と今後の対応等】 震災等の影響もあり、様々な心の問題を抱える方の増加が懸念されることから、引き続き電話相談窓口を設置し、県民の精神的健康の保持増進に努める。 【今後の方向性】 維持継続				
H27年度から「障害者でんわ相談室」へ名称変更	○精神保健福祉センター内に心の健康相談電話を設置して、県民の精神的健康の保持増進を図った。	H23	H24	H25	H26			H27			
相談件数	3,958件	3,295件	2,764件	2,468件	2,983件						
医療機関紹介	62件	54件	41件	27件	12件						
18			重点推進項目			重点推進項目	4				
関係機関紹介	196件	141件	115件	90件	54件						
助言・指導	3,700件	3,100件	2,606件	2,348件	2,917件						
来所予約	—件	—件	2件	3件	—件						
45			重点推進項目			重点推進項目	4				

2 商品・サービスの選択の機会確保

施策	取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等			
		事業名等							
2	商品・サービスの選択の機会確保	(1)表示、規格等の適正化	景品表示法やJAS法に基づく監視・指導等				食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 食の安全安心に対する県民の関心が高い中、疑義情報に基づく調査に加えて、消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」を委嘱し調査を実施するなど、食品表示の適正化に努めた。 【課題と今後の対応等】 平成27年4月に食品表示法が施行されたので(経過措置期間あり)、関係機関と連携の上、県民・事業者からの相談に引き続き適切に対応するとともに同法の周知を図る。 【今後の方向性】 維持継続	
			19	食品表示適正化事業	○国や市町村と連携しながら、食品表示110番等の情報により事業者等に対し確認調査を行うなど、食品表示法(平成27年4月施行:平成26年度までJAS法)や不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づく監視指導を行い、食品表示の適正化を図った。	・食品表示監視指導事業 国等との合同調査件数 県単独調査件数 ・食品表示制度普及啓発事業 みやぎ出前講座など ・食品表示ウォッチャー事業(みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」100人を委嘱)			H23 H24 H25 H26 H27 2件 2件 1件 1件 1件 7件 15件 12件 8件 4件 H23 H24 H25 H26 H27 休止 4回 7回 8回 6回 H23 H24 H25 H26 H27 休止 1,355件 1,314件 1,316件 1,265件 休止 36件 51件 21件 24件
			22	食品表示適正化事業	○国や市町村と連携しながら、食品表示110番等の情報により事業者等に対し確認調査を行うなど、食品表示法(平成27年4月施行:平成26年度までJAS法)や不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づく監視指導を行い、食品表示の適正化を図った。	・食品表示監視指導事業 国等との合同調査件数 県単独調査件数 ・食品表示制度普及啓発事業 みやぎ出前講座など ・食品表示ウォッチャー事業(みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」100人を委嘱)			H23 H24 H25 H26 H27 2件 2件 1件 1件 1件 7件 15件 12件 8件 4件 H23 H24 H25 H26 H27 休止 4回 7回 8回 6回 H23 H24 H25 H26 H27 休止 1,355件 1,314件 1,316件 1,265件 休止 36件 51件 21件 24件
			20	不当景品類及び不当表示適正化に関する事務	○景品表示法に基づき、事業者に対し、不当な表示及び景品類付き販売に関して寄せられた苦情等について調査等を行い、適宜指導を行うことにより、表示及び景品提供の適正化を図った。	消費生活・文化課	【自己評価】 違反被疑事案に対する調査、指導を適切に行うことにより、消費者が商品・サービスを適切に選択できる機会の確保に努めることができた。 【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有を図り、違反被疑事案の把握に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続		
			21	家庭用品品質表示法に基づく立入検査等の実施	○家庭用品品質表示法に基づき立入検査や指導等を実施した。(町村移譲事務)(H23は市を含む)	消費生活・文化課	【自己評価】 実施する町村が一部に限られたものの、事業者に対して法令に基づく立入検査を実施し、法に適合しない品質表示の家庭用品が販売されていないことを確認することで、品質表示の適正化を確保し、消費者の利益の保護に努めることができた。 【課題と今後の対応等】 実施結果では違反数が少ないものの、検査を実施する市町村を増加していく必要がある。未実施の理由としては、「人員の不足」が多い一方で、「実施方法が分からない」等、連携や情報共有が少ないことが原因と考えられるものもあったので、消費者庁とも情報交換を行い、実行性のある方策を検討していく必要がある。 【今後の方向性】 維持継続		
			22	食品表示に関する監視指導、普及啓発	○国や市町村と連携しながら、食品表示110番等の情報により事業者等に対し確認調査を行うなど、食品表示法(平成27年4月施行:平成26年度までJAS法)や不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づく監視指導を行い、食品表示の適正化を図った。	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 食の安全安心に対する県民の関心が高い中、疑義情報に基づく調査に加えて、消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」を委嘱し調査を実施するなど、食品表示の適正化に努めた。 【課題と今後の対応等】 平成27年4月から食品表示法が施行されたので(経過措置期間あり)、関係機関と連携の上、同法に基づく食品表示基準等の周知を図る。 【今後の方向性】 維持継続		
			19	食品表示適正化事業	○国や市町村と連携しながら、食品表示110番等の情報により事業者等に対し確認調査を行うなど、食品表示法(平成27年4月施行:平成26年度までJAS法)や不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づく監視指導を行い、食品表示の適正化を図った。	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 食の安全安心に対する県民の関心が高い中、疑義情報に基づく調査に加えて、消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」を委嘱し調査を実施するなど、食品表示の適正化に努めた。 【課題と今後の対応等】 平成27年4月から食品表示法が施行されたので(経過措置期間あり)、関係機関と連携の上、同法に基づく食品表示基準等の周知を図る。 【今後の方向性】 維持継続		

施策	取組	取組事項					事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																						
		事業名等																																													
2	(1) 商品・サービスの選択の機会確保	食品の栄養表示に関する監視指導、普及啓発							健康推進課	<p>【自己評価】 食品表示法及び健康増進法に基づき、各保健所及び健康増進課において、事業者等への相談・指導や県民への情報提供等を行った。特に、平成27年度に施行された食品表示法については、県内7か所での業者説明会の開催や県ホームページにより、広く周知を図ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 食品表示法による栄養成分表示については、今後、業者からの相談が増加することが予測されるため、各保健所において適正な指導ができるよう、マニュアルの整備や事例の蓄積等と併せて、担当者会議や研修を行う。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																					
		23	健康増進法に基づく食品表示適正化指導	○消費者へ適切な情報提供がなされるよう、事業者に対して栄養成分表示及び虚偽・誇大広告について指導・監督・相談等を行うとともに、事業者及び一般県民に対する普及啓発を行った。																																											
		H27から「食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示適正化指導」に名称変更	<ul style="list-style-type: none"> 食品関連事業者等に対する相談・監視指導 栄養成分表示の普及啓発 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>相談・監視指導件数</td> <td>44件</td> <td>70件</td> <td>45件</td> <td>70件</td> <td>120件</td> </tr> <tr> <td>研修会、リーフレットの配布等</td> <td>1回</td> <td>27回</td> <td>9回</td> <td>14回</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>延べ参加人数</td> <td>23人</td> <td>1,703人</td> <td>694人</td> <td>474人</td> <td>1,340人</td> </tr> </table>		H23	H24	H25			H26	H27	相談・監視指導件数	44件	70件	45件	70件	120件	研修会、リーフレットの配布等	1回	27回	9回	14回	15回	延べ参加人数	23人	1,703人	694人	474人	1,340人																	
	H23	H24	H25	H26	H27																																										
相談・監視指導件数	44件	70件	45件	70件	120件																																										
研修会、リーフレットの配布等	1回	27回	9回	14回	15回																																										
延べ参加人数	23人	1,703人	694人	474人	1,340人																																										
温泉利用施設に対する立入検査等の実施																																															
		24	温泉施設立入検査	○温泉利用施設への立入検査を実施し、再分析や温泉成分等の適正な掲示について確認・指導を行った。					業務課	<p>【自己評価】 毎年、温泉利用施設管理者等に対し、研修会等で再分析や温泉成分等の適正な掲示について周知しているほか、定期的に温泉利用施設に立入検査を実施し、温泉の適正利用について指導することができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 超高齢化が進み、健康維持の観点から、県民が健康食品の摂取や温泉療法など様々な健康管理方法に興味を示している。しかしながら、誤った知識のもとでこれらの行為が行われた場合、健康を害する恐れがあるため、正しい知識の普及啓発が必要である。このことから、今後も温泉利用施設管理者等に対して、研修会や立入検査を実施して、温泉の適正使用を推進する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																					
			<ul style="list-style-type: none"> 再分析や温泉成分等の適正な掲示についての確認・指導 温泉施設管理者を対象にした研修会の開催 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>72件</td> <td>229件</td> <td>268件</td> <td>199件</td> <td>262件</td> </tr> </table> <p>温泉成分等の掲示に必要な禁忌症及び泉質ごとの適応症の改正について国から通知があったことから(H26)、関係者に通知するとともに温泉施設管理者研修会等でも周知した。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>研修会の開催</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>		H23	H24	H25			H26	H27	立入検査実施件数	72件	229件	268件	199件	262件		H23	H24	H25	H26	H27	研修会の開催	○	○	○	○	○																	
	H23	H24	H25	H26	H27																																										
立入検査実施件数	72件	229件	268件	199件	262件																																										
	H23	H24	H25	H26	H27																																										
研修会の開催	○	○	○	○	○																																										
特定計量器の検査及び使用事業所への立入検査等の実施																																															
		25	特定計量器定期検査事業及び製造計量器検定検査事業	○特定計量器(はかり、タクシーメーター等)の精度を公的に担保するため、事業者が製造・修理した計量器及び商店、学校、薬局等で使用している計量器の検定検査を実施した。					産業立地推進課	<p>【自己評価】 特定計量器検査時の移動の際のナビの活用並びにタクシーメーター装置用検査基準器の更新による業務の効率化を図り、申請された製造計量器検定検査の全数検査を実施したことにより、対象基準器の精度を確保した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 正確な検査精度を維持するため、計量検定所所有の質量比較器等の検査機器類については更新計画に基づき適宜更新を行うとともに、タクシー車両の多様化等により検査方法も多様化していることから、それに対応できる職員の育成を図る必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																					
			<ul style="list-style-type: none"> 特定計量器定期検査(使用中の特定計量器について検査) 製造計量器検定検査(製造された特定計量器及び基準器について検査) 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>検査数</td> <td>4,746個</td> <td>3,782個</td> <td>4,818個</td> <td>3,872個</td> <td>4,693個</td> </tr> <tr> <td>対象戸数</td> <td>2,058戸</td> <td>1,539戸</td> <td>2,127戸</td> <td>1,656戸</td> <td>2,143戸</td> </tr> <tr> <td>検査実施市町村数</td> <td>5市12町1村</td> <td>7市9町</td> <td>5市12町1村</td> <td>7市9町</td> <td>5市12町1村</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>検査数(特定計量器)</td> <td>7,262個</td> <td>6,872個</td> <td>7,791個</td> <td>6,828個</td> <td>6,518個</td> </tr> <tr> <td>検査数(基準器)</td> <td>108個</td> <td>74個</td> <td>79個</td> <td>83個</td> <td>50個</td> </tr> </table>		H23	H24	H25			H26	H27	検査数	4,746個	3,782個	4,818個	3,872個	4,693個	対象戸数	2,058戸	1,539戸	2,127戸	1,656戸	2,143戸	検査実施市町村数	5市12町1村	7市9町	5市12町1村	7市9町	5市12町1村		H23	H24	H25	H26	H27	検査数(特定計量器)	7,262個	6,872個	7,791個	6,828個	6,518個	検査数(基準器)	108個	74個	79個	83個
	H23	H24	H25	H26	H27																																										
検査数	4,746個	3,782個	4,818個	3,872個	4,693個																																										
対象戸数	2,058戸	1,539戸	2,127戸	1,656戸	2,143戸																																										
検査実施市町村数	5市12町1村	7市9町	5市12町1村	7市9町	5市12町1村																																										
	H23	H24	H25	H26	H27																																										
検査数(特定計量器)	7,262個	6,872個	7,791個	6,828個	6,518個																																										
検査数(基準器)	108個	74個	79個	83個	50個																																										
表示量目適正化の指導																																															
		26	立入検査事業	○県内のスーパーや商店等を対象に、商品量目検査を実施し、表示量目の適正化を図った。					産業立地推進課	<p>【自己評価】 立入検査時における移動の際のナビの活用による業務の効率化及びパソコンの活用による正確な検査等によって事業者への的確な指導が行われ、適正計量の強化と啓蒙が図られた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 検査実施の効率化を図るため、一定期間ごとの実施が可能になるよう県内の地域割り及び対象事業者の割り付けを適切に行い、LPGメーター等の立入検査を強化する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																					
			<ul style="list-style-type: none"> 立入検査の実施 	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>商品量目</td> <td>1,163個</td> <td>1,512個</td> <td>918個</td> <td>1,008個</td> <td>1,292個</td> </tr> <tr> <td>特定計量器</td> <td>125,645個</td> <td>30,862個</td> <td>288個</td> <td>103,344個</td> <td>86,469個</td> </tr> <tr> <td>計量関係事業所</td> <td>15カ所</td> <td>29カ所</td> <td>19カ所</td> <td>28カ所</td> <td>33カ所</td> </tr> </table>		H23	H24	H25			H26	H27	商品量目	1,163個	1,512個	918個	1,008個	1,292個	特定計量器	125,645個	30,862個	288個	103,344個	86,469個	計量関係事業所	15カ所	29カ所	19カ所	28カ所	33カ所																	
	H23	H24	H25	H26	H27																																										
商品量目	1,163個	1,512個	918個	1,008個	1,292個																																										
特定計量器	125,645個	30,862個	288個	103,344個	86,469個																																										
計量関係事業所	15カ所	29カ所	19カ所	28カ所	33カ所																																										

施策	取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等				
		事業名等								
2	商品・サービスの選択の機会確保	消費生活に関する制度等の普及啓発								
		消費生活情報提供事業及び消費者啓発事業	○消費生活に関する各種制度の概要や改正状況等について、ホームページや情報誌に掲載すること等により制度の普及啓発を図った。	H23	H24	H25	H26	H27	消費生活・文化課	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 対象によってより効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 維持継続
		27	情報提供	○	○	○	○	○		
		不適正な取引をしているおそれがある事業者に対する指導等								
		不適正な取引行為等に関する調査・指導・情報提供等	○不適正な取引を行っているおそれがある事業者に対し、各種法令に基づき調査等を実施し、必要に応じて指導等を行ったほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努めた。 ・ 不適正な取引行為を行った事業者への指導等	H23	H24	H25	H26	H27	消費生活・文化課	【自己評価】 計画的に調査を実施し、不適正な取引行為を行っている事業者に対して、行政指導及び行政処分を行ってきたが、H27は調査に終止し、指導の面では不十分であった。 【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続
		28	行政指導（口頭） 行政指導（文書） 行政指導（勧告） 行政処分（指示）	4件 - - -	6件 1件 - 1件	4件 3件 - -	4件 - 1件 -	-件 -件 -件 -件		
				20	47	50				
		成年後見制度等の権利擁護制度の普及等								
		高齢者虐待対策事業	○高齢者権利擁護講演会等の開催、高齢者虐待相談機能強化業務等により、高齢者の権利擁護の促進・啓発を図った。 ・ 高齢者権利擁護講演会等の開催 ・ 高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業）	H23	H24	H25	H26	H27	長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者の権利をテーマとする講演会の開催を通じて、一般県民に対し権利擁護の普及・啓発のほか、相談・通報窓口についても周知することができた。 【課題と今後の対応等】 虐待は高齢者の権利が脅かされる状況にあることから、迅速な対応が求められる。早期発見・早期対応のために、関係機関とのネットワーク構築及び連携体制の強化、市町村等職員に対する支援といった取組が必要である。 【今後の方向性】 維持継続
		29	開催回数 受講者数 相談窓口の設置 開催回数 啓発パンフレットの作成・配付 「高齢者のあんしん生活」 「高齢者の虐待を防ぎましょう」	4回 455人 ○ 1回 1,000部 -	3回 307人 ○ 1回 - 2,518部	3回 481人 ○ 1回 - -	2回 159人 ○ 1回 - -	3回 379人 ○ 1回 - -		
				重点推進項目		2				

3 啓発活動の推進と消費者教育の充実

施策	取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等				
		事業名等								
3	啓発活動の推進と消費者教育の充実	消費者トラブル等の情報提供								
		消費生活情報提供事業	○独立行政法人国民生活センターが運用する「見守り新鮮情報」等を活用して、県のホームページへの情報の掲載等を迅速に行うことにより、積極的に情報を提供することで、消費者被害の未然防止を図った。 ・ 常時、県のホームページに最新情報を掲載し、情報の提供を行った。 ・ 毎月1回、情報誌「みやぎの消費生活情報」を作成・配布するとともに、地域包括支援センターと訪問介護事業所にメール配信した。	H23	H24	H25	H26	H27	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター（仙台を除く）	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。また、メールの配信箇所の普及に努め、配信件数の増加につながった。 【課題と今後の対応等】 対象によって、より効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 維持継続
		30	地域包括支援センター 訪問介護事業所 メール配信期間	- - -	18カ所 56カ所 (H24.12~H25.3)	56カ所 65カ所 (H25.4~H26.3)	60カ所 87カ所 (H26.4~H27.3)	59カ所 91カ所 (H27.4~H28.3)		
				重点推進項目		1		2		3

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等			
	事業名等							
3 啓発活動の推進と消費者教育の充実 (1)消費者啓発及び消費者教育 31	各種情報誌への記事の掲載及びパンフレットの配布等					<p>消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)</p> <p>【自己評価】 様々な媒体を通して積極的な情報提供等による啓発活動を行った。</p> <p>【課題と今後の対応等】 対象によってより効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>		
	消費者啓発事業 (情報収集提供事業)	○各種啓発用リーフレットの作成・配布や新聞等への積極的な情報提供等により啓発を行い、消費者被害の未然防止を図った。						
		・ 各種啓発用リーフレットの作成・配布	H23	H24	H25		H26	H27
		作成・配布総数	105,000 部	50,000 部	64,000 部		50,000 部	58,000 部
		リーフレット作成種類	3 種類	2 種類	3 種類		2 種類	4 種類
		内訳						
		「知っておこう！これだけは」	35,000 部	30,000 部	30,000 部		30,000 部	30,000 部
		「ネットトラブルこんな時どうしたら…？」	50,000 部	—	—		20,000 部	—
		「消費者を狙う問題商法」	—	—	14,000 部		—	—
		「高齢者が狙われています！！」	—	—	20,000 部		—	—
		「知っておこう！消費生活知識」	—	—	—		—	20,000 部
		『「プリペイドカードの番号送って」それ、詐欺です』	—	—	—		—	4,000 部
		「その人、本当に公的機関の人ですか！？」	—	—	—		—	4,000 部
		・ 各種啓発用リーフレットの名入れ購入・配布	H23	H24	H25		H26	H27
		作成・配布総数	500 部	—	18,000 部		—	—
		リーフレット作成種類	1 種類	—	2 種類		—	—
		内訳						
		「探偵サエテルの消費者トラブル事件簿」	500 部	—	—		—	—
		「ソーシャルメディア世界の安全な歩き方」	—	—	500 部		—	—
		「めざせ！ネットの達人」	—	—	13,000 部		—	—
		・ 新聞等への記事掲載、テレビ・ラジオ等での広報	H23	H24	H25		H26	H27
		県政だより	6 回	3 回	3 回		2 回	2 回
		県政だより(県からのお知らせ)	2 回	1 回	1 回		—	—
		県政だより(東日本大震災に関するお知らせ)	—	5 回	5 回		—	—
		新聞(県からのお知らせ)	4 回	4 回	4 回		—	—
		オーレ	5 回	5 回	5 回		5 回	5 回
		広報誌「エイブル」	3 回	—	—		—	—
		河北新報	1 回	1 回	1 回		2 回	3 回
		読売新聞	1 回	—	—		—	—
		朝日新聞	1 回	—	—		—	—
		くらしWatching	1 回	1 回	1 回		1 回	1 回
	河北ウィークリーせんだい	—	—	1 回	—	—		
	いきいきライフみやぎ	—	—	1 回	1 回	1 回		
	みやぎ県労連だより	—	—	1 回	—	—		
	勾当台クラブ会報	—	—	—	1 回	—		
	CM用動画作成	—	—	5種10パターン	—	—		
	みやぎテレビ・NHKのデータ放送	○	○	○	—	—		
	テレビCM 放映期間	—	H24.12.17 ～H25.3.22	H25.11.18 ～H26.3.17	—	—		
	ラジオCM AM放送回数	AM 170 回	AM 150 回	AM 170 回	AM —	AM 18 回		
	FM放送回数	FM —	FM 150 回	FM 170 回	FM 2 回	FM 19 回		
	放送期間	H23.7.18 ～H24.3.16	H24.7.18 ～H25.3.16	H25.7.8 ～H26.2.28	H26.11.28 ～H26.12.2	H27.11.16 ～H28.3.5		
	クリネックススタジアム内電光掲示板CM	—	H24.4.25 ～H24.5.30	H25.5.1 ～H25.5.31	H26.4.29 ～H26.5.15	H27.3.31 ～H28.5.2		
	県内映画館CM 放映館数	—	6 館	8 館	— 館	—		
	放映期間	—	H24.12.22 ～H25.3.22	H25.12.21 ～H26.3.22	—	—		
	広報課Facebook	—	—	2 回	3 回	3 回		
	宮城県メールマガジン「メルマガみやぎ」	—	—	1 回	3 回	3 回		
	宮城県ラジオ放送	—	—	—	2 回	2 回		
	・ 各種啓発用品の作成	H23	H24	H25	H26	H27		
	啓発用DVD購入	5 種 13 本	—	—	—	—		
	パネル作成	20 枚	10 枚	7 枚	2 枚	1 枚		
	啓発用ティッシュ作成	—	—	8,000 個	—	—		
	啓発用ボールペン作成	—	—	—	1,500 本	—		
	啓発用マグネット作成	—	—	—	1,500 枚	—		
	封筒作成	10,000 枚	—	5,000 枚	— 枚	—		
	啓発用ふせん作成	—	—	—	—	1,000 個		
	啓発用エコバック作成	—	—	—	—	600 個		
	41	重点推進項目			2	3	4	

施策	取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																													
		事業名等																																	
3	啓発活動の推進と消費者教育の充実 (1)消費者啓発及び消費者教育	消費生活に関するパネル展示																																	
		32	消費者啓発事業	○パネル展を開催し、消費生活に関するパネルを展示することで、時代に対応した身近な消費生活に関する情報を提供し、消費者被害の未然防止を図った。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パネル展示</td> <td>7回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>パネルの貸し出し</td> <td>2回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>ビデオ・DVDの貸し出し</td> <td>7回</td> <td>7回</td> <td>36回</td> <td>66回</td> <td>47回</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	パネル展示	7回	3回	3回	3回	4回	パネルの貸し出し	2回	1回	1回	2回	2回	ビデオ・DVDの貸し出し	7回	7回	36回	66回	47回	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 県庁や青葉通りなど人通りの多い所でパネル展示を行うことにより、多様な層への啓発を行うことができた。また、DVD等貸出の周知が進み、多く貸出の希望があった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 展示の機会を増やし、より多くの県民の目に触れるようにするとともに、啓発物の貸出を行っていることをさらに周知し、各自治体や団体の啓発活動に寄与する。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>				
			H23	H24	H25	H26	H27																												
パネル展示	7回	3回	3回	3回	4回																														
パネルの貸し出し	2回	1回	1回	2回	2回																														
ビデオ・DVDの貸し出し	7回	7回	36回	66回	47回																														
重点推進項目					2	3	4																												
消費生活展の開催																																			
		33	消費者啓発事業 (情報収集提供事業)	○消費生活講座や消費生活相談、パネル展示など消費生活に役立つ内容を集約した消費生活展を開催し、消費者被害の未然防止を図った。 宮城県金融広報委員会と独立行政法人製品評価技術基盤機構東北支所と共催し、「安全・安心 いま新しいステージへ」(H24)、「つながろう消費者～安全・安心な暮らしのために～」(H26)、「みんなでつくろう！消費者が主役の社会」(H27)をテーマに掲げ、パネル展示や消費生活講座、消費生活相談等を行った。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者数</td> <td>—</td> <td>839人</td> <td>—</td> <td>909人</td> <td>1,044人</td> </tr> <tr> <td>開催期間</td> <td>—</td> <td>H25.2.26 ～H25.3.1</td> <td>—</td> <td>H27.1.27 ～H27.1.30</td> <td>H28.1.26 ～H27.1.29</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	来場者数	—	839人	—	909人	1,044人	開催期間	—	H25.2.26 ～H25.3.1	—	H27.1.27 ～H27.1.30	H28.1.26 ～H27.1.29	消費生活・文化課 (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 消費生活に興味を持つような展示内容や消費生活講座になるよう心がけた。また、クイズラリーを実施することで、隅々まで展示を見てもらう工夫をした。アンケートでは役に立つ内容だったと高い評価を得ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 消費生活講座の参加者が10～20人と少数だったので、今後、増加するよう広報・宣伝を強化する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>										
	H23	H24	H25	H26	H27																														
来場者数	—	839人	—	909人	1,044人																														
開催期間	—	H25.2.26 ～H25.3.1	—	H27.1.27 ～H27.1.30	H28.1.26 ～H27.1.29																														
重点推進項目					2	3	4																												
講演会、出前講座の開催																																			
		34	消費者啓発事業 (消費生活講座開催事業)	○出前講座を実施し、消費者被害の未然防止を図った。 ・出前講座の開催 県消費生活センター実施分	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数/受講者数</td> <td>49回/ 2,338人</td> <td>33回/ 1,285人</td> <td>39回/ 1,599人</td> </tr> <tr> <td>内 若者対象</td> <td>14回/ 1,072人</td> <td>10回/ 421人</td> <td>11回/ 639人</td> </tr> <tr> <td>内 高齢者対象</td> <td>28回/ 789人</td> <td>19回/ 756人</td> <td>17回/ 619人</td> </tr> <tr> <td>内 福祉関係者対象</td> <td>3回/ 300人</td> <td>2回/ 70人</td> <td>6回/ 260人</td> </tr> <tr> <td>内 一般対象</td> <td>4回/ 177人</td> <td>2回/ 38人</td> <td>5回/ 81人</td> </tr> <tr> <td>内 事業者・団体対象</td> <td>— / —</td> <td>— / —</td> <td>— / —</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	開催回数/受講者数	49回/ 2,338人	33回/ 1,285人	39回/ 1,599人	内 若者対象	14回/ 1,072人	10回/ 421人	11回/ 639人	内 高齢者対象	28回/ 789人	19回/ 756人	17回/ 619人	内 福祉関係者対象	3回/ 300人	2回/ 70人	6回/ 260人	内 一般対象	4回/ 177人	2回/ 38人	5回/ 81人	内 事業者・団体対象	— / —	— / —	— / —	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 相談員が講師となり、センターに寄せられている相談事例や注意する点等について、寸劇を取り入れながら対象毎に内容を調整し注意喚起した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 普及活動の結果、開催回数は増加傾向であり、今後も更なる増加が見込まれているが、相談員のみによる実施には限界があり、啓発活動を行える人材の育成が求められている。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H23	H24	H25																																
開催回数/受講者数	49回/ 2,338人	33回/ 1,285人	39回/ 1,599人																																
内 若者対象	14回/ 1,072人	10回/ 421人	11回/ 639人																																
内 高齢者対象	28回/ 789人	19回/ 756人	17回/ 619人																																
内 福祉関係者対象	3回/ 300人	2回/ 70人	6回/ 260人																																
内 一般対象	4回/ 177人	2回/ 38人	5回/ 81人																																
内 事業者・団体対象	— / —	— / —	— / —																																
重点推進項目					2	3	4																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数/受講者数</td> <td>62回/ 3,141人</td> <td>47回/ 2,879人</td> </tr> <tr> <td>内 若者対象</td> <td>10回/ 1,362人</td> <td>11回/ 1,441人</td> </tr> <tr> <td>内 高齢者対象</td> <td>33回/ 768人</td> <td>26回/ 869人</td> </tr> <tr> <td>内 福祉関係者対象</td> <td>8回/ 541人</td> <td>2回/ 53人</td> </tr> <tr> <td>内 一般対象</td> <td>6回/ 228人</td> <td>4回/ 310人</td> </tr> <tr> <td>内 事業者・団体対象</td> <td>5回/ 242人</td> <td>4回/ 206人</td> </tr> </tbody> </table>								H26	H27	開催回数/受講者数	62回/ 3,141人	47回/ 2,879人	内 若者対象	10回/ 1,362人	11回/ 1,441人	内 高齢者対象	33回/ 768人	26回/ 869人	内 福祉関係者対象	8回/ 541人	2回/ 53人	内 一般対象	6回/ 228人	4回/ 310人	内 事業者・団体対象	5回/ 242人	4回/ 206人								
	H26	H27																																	
開催回数/受講者数	62回/ 3,141人	47回/ 2,879人																																	
内 若者対象	10回/ 1,362人	11回/ 1,441人																																	
内 高齢者対象	33回/ 768人	26回/ 869人																																	
内 福祉関係者対象	8回/ 541人	2回/ 53人																																	
内 一般対象	6回/ 228人	4回/ 310人																																	
内 事業者・団体対象	5回/ 242人	4回/ 206人																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数/受講者数</td> <td>47回/ 2,552人</td> <td>54回/ 2,246人</td> <td>78回/ 3,570人</td> </tr> <tr> <td>内 若者対象</td> <td>9回/ 927人</td> <td>16回/ 899人</td> <td>13回/ 1,136人</td> </tr> <tr> <td>内 高齢者対象</td> <td>26回/ 1,005人</td> <td>29回/ 1,022人</td> <td>48回/ 1,777人</td> </tr> <tr> <td>内 福祉関係者対象</td> <td>7回/ 450人</td> <td>3回/ 96人</td> <td>4回/ 366人</td> </tr> <tr> <td>内 一般対象</td> <td>5回/ 170人</td> <td>6回/ 229人</td> <td>13回/ 291人</td> </tr> <tr> <td>内 事業者・団体対象</td> <td>— / —</td> <td>— / —</td> <td>— / —</td> </tr> </tbody> </table>								H23	H24	H25	開催回数/受講者数	47回/ 2,552人	54回/ 2,246人	78回/ 3,570人	内 若者対象	9回/ 927人	16回/ 899人	13回/ 1,136人	内 高齢者対象	26回/ 1,005人	29回/ 1,022人	48回/ 1,777人	内 福祉関係者対象	7回/ 450人	3回/ 96人	4回/ 366人	内 一般対象	5回/ 170人	6回/ 229人	13回/ 291人	内 事業者・団体対象	— / —	— / —	— / —	
	H23	H24	H25																																
開催回数/受講者数	47回/ 2,552人	54回/ 2,246人	78回/ 3,570人																																
内 若者対象	9回/ 927人	16回/ 899人	13回/ 1,136人																																
内 高齢者対象	26回/ 1,005人	29回/ 1,022人	48回/ 1,777人																																
内 福祉関係者対象	7回/ 450人	3回/ 96人	4回/ 366人																																
内 一般対象	5回/ 170人	6回/ 229人	13回/ 291人																																
内 事業者・団体対象	— / —	— / —	— / —																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数/受講者数</td> <td>77回/ 3,130人</td> <td>78回/ 2,997人</td> </tr> <tr> <td>内 若者対象</td> <td>15回/ 1,163人</td> <td>9回/ 617人</td> </tr> <tr> <td>内 高齢者対象</td> <td>41回/ 1,276人</td> <td>44回/ 1,674人</td> </tr> <tr> <td>内 福祉関係者対象</td> <td>10回/ 427人</td> <td>16回/ 523人</td> </tr> <tr> <td>内 一般対象</td> <td>11回/ 264人</td> <td>11回/ 254人</td> </tr> <tr> <td>内 事業者・団体対象</td> <td>— / —</td> <td>— / —</td> </tr> </tbody> </table>								H26	H27	開催回数/受講者数	77回/ 3,130人	78回/ 2,997人	内 若者対象	15回/ 1,163人	9回/ 617人	内 高齢者対象	41回/ 1,276人	44回/ 1,674人	内 福祉関係者対象	10回/ 427人	16回/ 523人	内 一般対象	11回/ 264人	11回/ 254人	内 事業者・団体対象	— / —	— / —								
	H26	H27																																	
開催回数/受講者数	77回/ 3,130人	78回/ 2,997人																																	
内 若者対象	15回/ 1,163人	9回/ 617人																																	
内 高齢者対象	41回/ 1,276人	44回/ 1,674人																																	
内 福祉関係者対象	10回/ 427人	16回/ 523人																																	
内 一般対象	11回/ 264人	11回/ 254人																																	
内 事業者・団体対象	— / —	— / —																																	
重点推進項目					2	3	4																												

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																			
	事業名等																																							
3 啓発活動の推進と消費者教育の充実	35	児童生徒の発達に応じた消費者教育の推進	<p>○学習指導要領の内容に沿って、社会科や家庭科などの教科学習、総合的な学習の時間などで消費者教育を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、児童生徒の実態に即した消費者教育が適切に行われるよう指導した。 <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県金融広報委員会から金銭(金融)教育研究校として委嘱を受けた小学校において、同委員会と連携を図りながら、金融に関する消費者教育に取り組んだ。 <p>金銭教育研究校</p> <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>坂元小学校(山元町)</td> <td>東浜小学校(石巻市)</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>東浜小学校(石巻市)</td> <td>中津山小学校(登米市)</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>中津山小学校(登米市)</td> <td>白川小学校(白石市)</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>白川小学校(白石市)</td> <td>新城小学校(気仙沼市)</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>新城小学校(気仙沼市)</td> <td>清滝小学校(大崎市)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター等と連携し、消費者研究に関する学校向けの講座、資料等の紹介等を行った。 <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	H23	H24	H25	H26	H27	○	○	○	○	○	H23	坂元小学校(山元町)	東浜小学校(石巻市)	H24	東浜小学校(石巻市)	中津山小学校(登米市)	H25	中津山小学校(登米市)	白川小学校(白石市)	H26	白川小学校(白石市)	新城小学校(気仙沼市)	H27	新城小学校(気仙沼市)	清滝小学校(大崎市)	H23	H24	H25	H26	H27	○	○	○	○	○	義務教育課 (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 学習指導要領では、消費者教育が教科・領域等を横断的・総合的に取り上げられており、各学校においては教育課程に基づき適切に指導が行われている。</p> <p>【課題と今後の対応等】 消費者教育が適切に行われるよう、県教委が全ての学校に配布している「学校教育の方針と重点」の中に「消費者教育」の項を設け、指導の重点を示すこととした。今後は指導主事学校訪問等において、消費者教育に係る具体的な授業場面を捉え指導助言を行っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
		H23	H24	H25	H26	H27																																		
		○	○	○	○	○																																		
H23	坂元小学校(山元町)	東浜小学校(石巻市)																																						
H24	東浜小学校(石巻市)	中津山小学校(登米市)																																						
H25	中津山小学校(登米市)	白川小学校(白石市)																																						
H26	白川小学校(白石市)	新城小学校(気仙沼市)																																						
H27	新城小学校(気仙沼市)	清滝小学校(大崎市)																																						
H23	H24	H25	H26	H27																																				
○	○	○	○	○																																				
38	59	重点推進項目	3																																					
3 啓発活動の推進と消費者教育の充実	36	特別支援学校における消費者教育	<p>○学習指導要領の内容に沿って、生活単元学習や総合的な学習の時間、特別活動などで消費者教育を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各特別支援学校の授業の中で、買い物学習などを通じた金銭の指導を行った。 <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>下記</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊学習や校外学習などの機会に、金銭の取り扱いに関する実践的な指導を行ったり、流通についての理解を深めた。 <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>下記</td> </tr> </table> <p>≪H27年度≫</p> <ol style="list-style-type: none"> 小学部 物や金銭の大切さ、物の選び方や買い物の仕方の基礎を身に付けられるように、より実際の場面での学習指導の展開 中学部 目的に応じた買い物ができ、主体的に生活する力を育む学習指導の展開 高等部 計画的に金銭を扱うために必要なスキルの習得やゲストティーチャーを招いての卒業後の社会生活を見据えた学習指導の展開 	H23	H24	H25	H26	H27	○	○	○	○	下記	H23	H24	H25	H26	H27	○	○	○	○	下記	特別支援教育室 (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 児童生徒の発達段階や生活経験を考慮し、学習指導要領に示された学習内容を具体的に、実際の形で学べるよう教育課程を整えた。また、各学校の地域性や実情に合わせ指導を充実することができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 小学部の低学年段階から、目的に応じた買い物や金銭処理ができるように系統的・計画的に学習場面を設定した指導と、高等部卒業後の生活を見据えた金銭管理の指導について充実を図る必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>															
		H23	H24	H25	H26	H27																																		
		○	○	○	○	下記																																		
H23	H24	H25	H26	H27																																				
○	○	○	○	下記																																				
59	重点推進項目	3																																						
37	37	高等学校における消費者教育	<p>○学習指導要領の内容に沿って、公民科や家庭科、商業科などの教科学習、総合的な学習の時間、特別活動などで消費者教育を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、生徒の実態に即した消費者教育が適切に行われるよう指導した。 <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県金融広報委員会から、金融教育研究校として委嘱を受けた高等学校において、同委員会と連携を図りながら、消費者教育に取り組んだ。 <p>金銭教育研究校</p> <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>松山高等学校(大崎市)</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>鹿島台商業高等学校(大崎市)</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>鹿島台商業高等学校(大崎市)</td> <td>石巻北高等学校(石巻市)</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>石巻北高等学校(石巻市)</td> <td>伊具高等学校(丸森町)</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>伊具高等学校(丸森町)</td> <td>宮城広瀬高等学校(仙台市)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各教科研究会等の研修事業を支援したり、消費生活センター等と連携し、消費者教育に関する資料の活用、講座の紹介や活用等を促した。 <table border="1"> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	H23	H24	H25	H26	H27	○	○	○	○	○	H23	松山高等学校(大崎市)	H24	鹿島台商業高等学校(大崎市)	H25	鹿島台商業高等学校(大崎市)	石巻北高等学校(石巻市)	H26	石巻北高等学校(石巻市)	伊具高等学校(丸森町)	H27	伊具高等学校(丸森町)	宮城広瀬高等学校(仙台市)	H23	H24	H25	H26	H27	○	○	○	○	○	高校教育課 (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 新学習指導要領において、消費生活についても多くの内容が取り入れられており、地区独自で研修会を開催するなど、教員の意識も向上している。</p> <p>【課題と今後の対応等】 各学校における教科指導での消費者教育は、教科内での実践にとどまる傾向があるため、校内での教科の枠を超えた情報交換を活発にする必要がある。それを踏まえて、さらに学校を超えた情報交換ができるよう、金融教育の公開授業等を一層活用する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>		
		H23	H24	H25	H26	H27																																		
		○	○	○	○	○																																		
H23	松山高等学校(大崎市)																																							
H24	鹿島台商業高等学校(大崎市)																																							
H25	鹿島台商業高等学校(大崎市)	石巻北高等学校(石巻市)																																						
H26	石巻北高等学校(石巻市)	伊具高等学校(丸森町)																																						
H27	伊具高等学校(丸森町)	宮城広瀬高等学校(仙台市)																																						
H23	H24	H25	H26	H27																																				
○	○	○	○	○																																				
38	59	重点推進項目	3																																					

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																											
	事業名等																																																																															
3 啓発活動の推進と消費者教育の充実	児童生徒、教員、保護者に対する消費者教育の推進																																																																															
	生活設計等普及事業	<p>○宮城県金融広報委員会による児童生徒、教員、保護者等を対象とした講座等の開催や、消費者教育及び金銭(金融)教育(「お金やもの」に関する健全な価値観をはぐくむために必要な教育)等の実施を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種講座等の実施(宮城県金融広報委員会と共催) <ul style="list-style-type: none"> 金銭(金融)教育に関する授業等への講師派遣 (対象:小中学校児童生徒) <table border="1"> <tr><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>52回</td><td>45回</td><td>45回</td><td>49回</td><td>38回</td></tr> <tr><td>延べ受講者数</td><td>2,375人</td><td>2,210人</td><td>2,760人</td><td>2,655人</td><td>2,150人</td></tr> </table> 青少年に対する金融に関する消費者教育出張講座(宮城県金融広報委員会と共催) (対象:高等学校・専修学校・大学等) <table border="1"> <tr><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>109回</td><td>130回</td><td>117回</td><td>113回</td><td>108回</td></tr> <tr><td>延べ受講者数</td><td>11,505人</td><td>15,305人</td><td>14,264人</td><td>12,545人</td><td>11,245人</td></tr> </table> 小・中学校における消費者教育(宮城県金融広報委員会と共催) <ul style="list-style-type: none"> 金銭(金融)教育研究校 <table border="1"> <tr><td>H23</td><td>坂元小学校(山元町)</td><td>東浜小学校(石巻市)</td></tr> <tr><td>H24</td><td>東浜小学校(石巻市)</td><td>中津山小学校(登米市)</td></tr> <tr><td>H25</td><td>中津山小学校(登米市)</td><td>白川小学校(白石市)</td></tr> <tr><td>H26</td><td>白川小学校(白石市)</td><td>新城小学校(気仙沼市)</td></tr> <tr><td>H27</td><td>新城小学校(気仙沼市)</td><td>清滝小学校(大崎市)</td></tr> </table> 高等学校における消費者教育(宮城県金融広報委員会と共催) <ul style="list-style-type: none"> 金融教育研究校 <table border="1"> <tr><td>H23</td><td>松山高等学校(大崎市)</td></tr> <tr><td>H24</td><td>鹿島台商業高等学校(大崎市)</td></tr> <tr><td>H25</td><td>鹿島台商業高等学校(大崎市)</td><td>石巻北高等学校(石巻市)</td></tr> <tr><td>H26</td><td>石巻北高等学校(石巻市)</td><td>伊具高等学校(丸森町)</td></tr> <tr><td>H27</td><td>伊具高等学校(丸森町)</td><td>宮城広瀬高等学校(仙台市)</td></tr> </table> 生活設計等普及事業(宮城県金融広報委員会と共催) <ul style="list-style-type: none"> 金銭・金融教育研究校研究発表 <table border="1"> <tr><td>H23</td><td>坂元小学校(山元町)《公開授業》</td><td>松山高等学校(大崎市)</td></tr> <tr><td>H24</td><td>東浜小学校(石巻市)《公開授業》</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>中津山小学校(登米市)《公開授業》</td><td>鹿島台商業高等学校(大崎市)</td></tr> <tr><td>H26</td><td>白川小学校(白石市)《公開授業》</td><td>石巻北高等学校(石巻市)</td></tr> <tr><td>H27</td><td>新城小学校(気仙沼市)《公開授業》</td><td>伊具高等学校(丸森町)《公開授業》</td></tr> </table> <p>※《公開授業》は「研究発表」+「公開授業」</p> 	H23	H24	H25	H26	H27	開催回数	52回	45回	45回	49回	38回	延べ受講者数	2,375人	2,210人	2,760人	2,655人	2,150人	H23	H24	H25	H26	H27	開催回数	109回	130回	117回	113回	108回	延べ受講者数	11,505人	15,305人	14,264人	12,545人	11,245人	H23	坂元小学校(山元町)	東浜小学校(石巻市)	H24	東浜小学校(石巻市)	中津山小学校(登米市)	H25	中津山小学校(登米市)	白川小学校(白石市)	H26	白川小学校(白石市)	新城小学校(気仙沼市)	H27	新城小学校(気仙沼市)	清滝小学校(大崎市)	H23	松山高等学校(大崎市)	H24	鹿島台商業高等学校(大崎市)	H25	鹿島台商業高等学校(大崎市)	石巻北高等学校(石巻市)	H26	石巻北高等学校(石巻市)	伊具高等学校(丸森町)	H27	伊具高等学校(丸森町)	宮城広瀬高等学校(仙台市)	H23	坂元小学校(山元町)《公開授業》	松山高等学校(大崎市)	H24	東浜小学校(石巻市)《公開授業》		H25	中津山小学校(登米市)《公開授業》	鹿島台商業高等学校(大崎市)	H26	白川小学校(白石市)《公開授業》	石巻北高等学校(石巻市)	H27	新城小学校(気仙沼市)《公開授業》	伊具高等学校(丸森町)《公開授業》	消費生活・文化課 (金融広報委員会)
H23	H24	H25	H26	H27																																																																												
開催回数	52回	45回	45回	49回	38回																																																																											
延べ受講者数	2,375人	2,210人	2,760人	2,655人	2,150人																																																																											
H23	H24	H25	H26	H27																																																																												
開催回数	109回	130回	117回	113回	108回																																																																											
延べ受講者数	11,505人	15,305人	14,264人	12,545人	11,245人																																																																											
H23	坂元小学校(山元町)	東浜小学校(石巻市)																																																																														
H24	東浜小学校(石巻市)	中津山小学校(登米市)																																																																														
H25	中津山小学校(登米市)	白川小学校(白石市)																																																																														
H26	白川小学校(白石市)	新城小学校(気仙沼市)																																																																														
H27	新城小学校(気仙沼市)	清滝小学校(大崎市)																																																																														
H23	松山高等学校(大崎市)																																																																															
H24	鹿島台商業高等学校(大崎市)																																																																															
H25	鹿島台商業高等学校(大崎市)	石巻北高等学校(石巻市)																																																																														
H26	石巻北高等学校(石巻市)	伊具高等学校(丸森町)																																																																														
H27	伊具高等学校(丸森町)	宮城広瀬高等学校(仙台市)																																																																														
H23	坂元小学校(山元町)《公開授業》	松山高等学校(大崎市)																																																																														
H24	東浜小学校(石巻市)《公開授業》																																																																															
H25	中津山小学校(登米市)《公開授業》	鹿島台商業高等学校(大崎市)																																																																														
H26	白川小学校(白石市)《公開授業》	石巻北高等学校(石巻市)																																																																														
H27	新城小学校(気仙沼市)《公開授業》	伊具高等学校(丸森町)《公開授業》																																																																														
35 37 59	重点推進項目			3																																																																												
高等学校等への弁護士等の派遣																																																																																
39	若者消費者被害未然防止事業	<p>○消費者問題に詳しい弁護士を高等学校等に派遣し、消費者被害の現状や被害に遭わないための注意点等の講義を行い、若者の消費者被害の未然防止を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校等への弁護士派遣講座 <table border="1"> <tr><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td></tr> <tr><td>開催回数</td><td>4回</td><td>6回</td><td>5回</td><td>3回</td><td>7回</td></tr> <tr><td>延べ受講者数</td><td>323人</td><td>606人</td><td>955人</td><td>197人</td><td>682人</td></tr> </table> 	H23	H24	H25	H26	H27	開催回数	4回	6回	5回	3回	7回	延べ受講者数	323人	606人	955人	197人	682人	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 アンケートでは、理解度・効果ともに一定以上の評価を得ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 教育現場に更なる浸透を図るため、教員の集まりなどを活用し情報提供を進め、実施回数の増加に努める。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																											
H23	H24	H25	H26	H27																																																																												
開催回数	4回	6回	5回	3回	7回																																																																											
延べ受講者数	323人	606人	955人	197人	682人																																																																											
重点推進項目			3																																																																													

施策 取組	取組事項 事業名等	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																								
3 啓発活動の推進と消費者教育の充実	40 消費者啓発事業 (消費生活講座開催事業)	<p>家庭科や社会科等の教員に対する消費生活に関する教育</p> <p>○高等学校で消費者教育を担当する教員等を対象とした消費生活講座等を開催し、学校教育における消費者教育の充実につなげるとともに、若者の消費者被害の未然防止を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県金融広報委員会と宮城県教育委員会との共催により講座を開催した。 <p>H23 未実施</p> <p>H24 開催日 H24.7.24 参加者 22名</p> <p>午前 講話:「インターネット・携帯電話の安全な使い方」</p> <p>午後 金融教育ワークショップ:「カードのしくみを知らう」</p> <p>H25 開催日 H25.7.26 参加者 28名</p> <p>午前 講話:「スマートフォンのかしこい使い方～ソーシャルメディアの光と陰～」</p> <p>午後 金融教育ワークショップ:「金融経済についてどう学ばせるか」</p> <p>H26 開催日 H26.12.25 参加者 28名</p> <p>午前 消費生活ワークショップ</p> <p>「若者の消費者被害を防止しよう!～授業で活かせる教材、体験しませんか?～」</p> <p>午後 金融教育ワークショップ</p> <p>「金融経済の知識をわかりやすく面白く伝える手立て ～お金や金融の基礎的知識と考え方～」</p> <p>H27 開催日 H27.7.31 参加者 47名</p> <p>午前 講話:「若者を取り巻く奨学金の現状」</p> <p>午前 講演:「お金と向き合い、管理する力～授業展開にどう活かすか～」</p>	消費生活・文化課 (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 講座の内容に関して、概ね有意義な内容との評価を得ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 開催時期について、教員等が参加可能となる時期を検討し、参加者の増加を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																								
		59	重点推進項目	3																								
		41	若者消費者被害未然防止事業	<p>○中・高校生向けの消費生活読本を作成して全学校へ配布(1学年分)し、家庭科等の授業における活用を促進することによって、若者の消費者被害の未然防止を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生向け消費生活読本「知っておこう!これだけは」の作成・配布 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作成部数</td> <td>35,000部</td> <td>30,000部</td> <td>30,000部</td> <td>30,000部</td> <td>30,000部</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 中学生向け消費生活読本「知っておこう!消費生活知識」の作成・配布 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20,000部</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	作成部数	35,000部	30,000部	30,000部	30,000部	30,000部		H23	H24	H25	H26	H27		-	-	-	-	20,000部
	H23	H24	H25	H26	H27																							
作成部数	35,000部	30,000部	30,000部	30,000部	30,000部																							
	H23	H24	H25	H26	H27																							
	-	-	-	-	20,000部																							
31	重点推進項目	3																										
42	生活設計等普及事業	<p>○宮城県金融広報委員会による児童生徒を対象とした「お金のもの」に関するポスター募集及び優秀作品の表彰を支援し、児童生徒の金銭等に関する意識向上や健全な価値観の養成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> お金のものに関するポスターコンクールの実施(宮城県金融広報委員会と共催) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募作品数</td> <td>368点</td> <td>332点</td> <td>329点</td> <td>280点</td> <td>285点</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>226点</td> <td>203点</td> <td>199点</td> <td>168点</td> <td>131点</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>142点</td> <td>129点</td> <td>130点</td> <td>112点</td> <td>154点</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	応募作品数	368点	332点	329点	280点	285点	小学生	226点	203点	199点	168点	131点	中学生	142点	129点	130点	112点	154点	消費生活・文化課 (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 例年300点ほどの応募があり、秀逸な作品も見受けられた。ポスター作成を契機として多くの児童生徒が「お金のもの」に対する健全な価値観や興味を持ってもらえることを期待している。</p> <p>【課題と今後の対応等】 優秀作品を表彰することによって、募集者を増やし、児童生徒の「お金のもの」に関するより一層の意識向上や価値観の養成を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H23	H24	H25	H26	H27																							
応募作品数	368点	332点	329点	280点	285点																							
小学生	226点	203点	199点	168点	131点																							
中学生	142点	129点	130点	112点	154点																							
59	重点推進項目	3																										

4 消費者被害の救済

施策 取組	取組事項 事業名等	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																								
4 調査、助言、あっせん等による消費者被害の救済	43	<p>消費者からの苦情に対する調査・助言・あっせん及び専門機関の紹介等</p> <p>○消費者から相談窓口寄せられた苦情・相談等に対して、適切な助言やあっせん等を行った。また、専門的な対応が必要な事案については、専門機関の紹介又は仲介を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県相談機関関係(消費生活センター及び県民サービスセンター) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付件数</td> <td>8,330件</td> <td>8,442件</td> <td>9,639件</td> <td>8,822件</td> <td>7,741件</td> </tr> <tr> <td>うちあっせん件数</td> <td>225件</td> <td>268件</td> <td>292件</td> <td>223件</td> <td>257件</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	相談受付件数	8,330件	8,442件	9,639件	8,822件	7,741件	うちあっせん件数	225件	268件	292件	223件	257件	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者をあっせんするなど、各相談の適切な対応に取り組んだ。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者の相談は増えていくと予想される。適切な対応が求められている。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>						
			H23	H24	H25	H26	H27																					
相談受付件数	8,330件	8,442件	9,639件	8,822件	7,741件																							
うちあっせん件数	225件	268件	292件	223件	257件																							
44	消費者啓発事業 (商品テスト調査委託事業)	<p>○消費生活相談の対象となった商品・サービスの効能、欠陥の有無等について、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センターなど専門機関に診断を依頼するなど、原因の究明に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 依頼先、件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品評価技術基盤機構</td> <td>-</td> <td>3件</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td> <td>-</td> <td>3件</td> <td>-</td> <td>-件</td> <td>-件</td> </tr> <tr> <td>国民生活センター</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>-件</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	製品評価技術基盤機構	-	3件	2件	3件	-件	一級建築士	-	3件	-	-件	-件	国民生活センター	-	-	1件	1件	-件	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 専門機関に診断を依頼し、結果を原因究明や事業者指導に繋げてきたが、H27は実績がなかった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も適宜、専門機関の活用を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H23	H24	H25	H26	H27																							
製品評価技術基盤機構	-	3件	2件	3件	-件																							
一級建築士	-	3件	-	-件	-件																							
国民生活センター	-	-	1件	1件	-件																							

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																															
	事業名等																																																																			
4 消費者被害の救済	多重債務問題に関する取り組み																																																																			
	多重債務問題に関する取り組み	<p>○多重債務問題の解決に向け、無料相談会を実施し、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる機会を提供するとともに、自死対策に関する関係機関と連携し、「心の健康相談」を併せて実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「多重債務者相談マニュアル～宮城版～」に基づいた相談処理の実施 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>372件</td> <td>478件</td> <td>451件</td> <td>325件</td> <td>262件</td> </tr> </table> 多重債務無料相談会の実施 <p>宮城県多重債務問題対策会議の主催により、全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、12月に多重債務に関する無料相談会を実施したほか、各地域毎にサービスセンター主催による無料相談会を実施した。また、各圏域の保健福祉事務所等と連携して、無料相談会において希望する者に対して「心の健康相談」も実施した。</p> <p>(1) 一斉相談会 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>開催期間</td> <td>H23.12</td> <td>H24.12.12・14～16</td> <td>H25.12.4～8</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)</td> <td>県庁及び各合同庁舎 (大河原・北部・東部・気仙沼)</td> <td>県庁及び各合同庁舎 (栗原・登米・大崎)</td> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>24名</td> <td>13名</td> <td>24名</td> </tr> </table> </p> <p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>開催期間</td> <td>H26.12.3～7</td> <td>H27.12.2～6</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)</td> <td>県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)</td> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>7名</td> <td>17名</td> </tr> </table> </p> <p>(2) 巡回相談会 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>開催期間</td> <td>H24.2～H24.3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>各サービスセンター・各2回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>10名</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> </p> 		H23	H24	H25	H26	H27		372件	478件	451件	325件	262件		H23	H24	H25	開催期間	H23.12	H24.12.12・14～16	H25.12.4～8	開催場所	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎 (大河原・北部・東部・気仙沼)	県庁及び各合同庁舎 (栗原・登米・大崎)	相談者数	24名	13名	24名		H26	H27	開催期間	H26.12.3～7	H27.12.2～6	開催場所	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)	相談者数	7名	17名		H23	H24	H25	H26	H27	開催期間	H24.2～H24.3	—	—	—	—	回数	各サービスセンター・各2回	—	—	—	—	相談者数	10名	—	—	—	—	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く) (金融広報委員会)	<p>【自己評価】 全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、無料相談会を開催し、保健福祉事務所等と連携して心の健康相談を併せて実施できた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今年度以降においても無料相談会を実施し、多重債務問題への対応を図る。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
		H23	H24	H25	H26	H27																																																														
		372件	478件	451件	325件	262件																																																														
	H23	H24	H25																																																																	
開催期間	H23.12	H24.12.12・14～16	H25.12.4～8																																																																	
開催場所	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎 (大河原・北部・東部・気仙沼)	県庁及び各合同庁舎 (栗原・登米・大崎)																																																																	
相談者数	24名	13名	24名																																																																	
	H26	H27																																																																		
開催期間	H26.12.3～7	H27.12.2～6																																																																		
開催場所	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)	県庁及び各合同庁舎 (仙台を除く)																																																																		
相談者数	7名	17名																																																																		
	H23	H24	H25	H26	H27																																																															
開催期間	H24.2～H24.3	—	—	—	—																																																															
回数	各サービスセンター・各2回	—	—	—	—																																																															
相談者数	10名	—	—	—	—																																																															
18	58	59	重点推進項目	4																																																																
消費者の訴訟に対する費用の貸付け																																																																				
訴訟費用貸付事業	<p>○被害を受けた消費者の訴訟に係る費用の貸付けを行い、消費者を経済的に支援する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>申請受理件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	申請受理件数	—	—	—	—	—	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。</p> <p>【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないものの、消費者保護の観点から事業を継続していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																					
	H23	H24	H25	H26	H27																																																															
申請受理件数	—	—	—	—	—																																																															
条例41条の申出に対する対応																																																																				
消費者保護推進事業	<p>○条例第41条に基づく県民からの申出に対して、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例の規定に違反する事業者等に措置をとるよう求める申出 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>申請受理件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> 		H23	H24	H25	H26	H27	申請受理件数	—	—	—	—	—	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 申出に至る事案はなかった。相談内容・件数の多い事案については職権で調査を行っていることや、特定商取引法など条例以外の事案として取り扱われる場合が多いことも理由のひとつと考えられる。</p> <p>【課題と今後の対応等】 違反性の高い相談については、早期に法執行担当者に情報提供がなされるよう、今後とも相談員との連携を図りつつ対応していく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																					
	H23	H24	H25	H26	H27																																																															
申請受理件数	—	—	—	—	—																																																															
20	28	50																																																																		
消費者被害救済委員会のあっせん・調停																																																																				
消費者被害救済委員会運営事業	<p>○条例37条に基づき、消費者からの苦情申出のうち、解決が著しく困難な案件があった場合、宮城県消費者被害救済委員会を開催し、あっせんを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県消費者被害救済委員会の開催 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>1回</td> <td>—</td> <td>1回</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>H23.12.9</td> <td>—</td> <td>H25.11.21</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> 宮城県消費者被害救済委員会 あっせん調停部会の開催 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>3回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>H23.12.9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H24.1.17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>H24.2.13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 		H23	H24	H25	H26	H27	開催回数	1回	—	1回	—	—	開催日	H23.12.9	—	H25.11.21	—	—		H23	H24	H25	H26	H27	開催回数	3回	—	—	—	—	開催日	H23.12.9	—	—	—	—		H24.1.17						H24.2.13					消費生活・文化課	<p>【自己評価】 平成23年度にあっせん調停部会を3回開催し、適切なあっせんを行った。</p> <p>【課題と今後の対応等】 平成24年度からは委員会への付託を要する消費者からの苦情申出はないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっせんができるよう努める。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																	
	H23	H24	H25	H26	H27																																																															
開催回数	1回	—	1回	—	—																																																															
開催日	H23.12.9	—	H25.11.21	—	—																																																															
	H23	H24	H25	H26	H27																																																															
開催回数	3回	—	—	—	—																																																															
開催日	H23.12.9	—	—	—	—																																																															
	H24.1.17																																																																			
	H24.2.13																																																																			
48																																																																				

5 消費者行政の充実・強化

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																				
	事業名等																																								
5 (1) 県の消費生活相談体制の充実・強化	消費生活センター等における相談対応機能の向上																																								
	49	消費生活相談事業	<p>○相談対応機能の向上を図るため、県の消費生活相談員等の研修機会を確保するとともに、解決が困難な事例及び法律上の判断が必要な事例について、定期的に弁護士等を講師とした法律相談会等を開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 研修機会の確保</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> レベルアップ研修会</td> <td>3回</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td>4回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>・ 法律相談会等の開催</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 法律相談会の開催</td> <td>3回</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td> 消費生活問題研究会の開催</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td>6回</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td> 消費生活相談アドバイザー-弁護士制度相談件数(県分)</td> <td>55件</td> <td>56件</td> <td>56件</td> <td>18件</td> <td>8件</td> </tr> </table>	・ 研修機会の確保	H23	H24	H25	H26	H27	レベルアップ研修会	3回	4回	5回	4回	3回	・ 法律相談会等の開催	H23	H24	H25	H26	H27	法律相談会の開催	3回	4回	5回	6回	6回	消費生活問題研究会の開催	4回	5回	6回	4回	4回	消費生活相談アドバイザー-弁護士制度相談件数(県分)	55件	56件	56件	18件	8件	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。また平成26年度には弁護士会との連携を進め、アドバイザー-弁護士制度における事例集の作成に協力した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も継続的な資質向上を図る必要がある。またアドバイザー-弁護士制度の事例蓄積が進んでおり、その活用を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	・ 研修機会の確保	H23	H24	H25	H26	H27																																			
レベルアップ研修会	3回	4回	5回	4回	3回																																				
・ 法律相談会等の開催	H23	H24	H25	H26	H27																																				
法律相談会の開催	3回	4回	5回	6回	6回																																				
消費生活問題研究会の開催	4回	5回	6回	4回	4回																																				
消費生活相談アドバイザー-弁護士制度相談件数(県分)	55件	56件	56件	18件	8件																																				
	54			重点推進項目	1																																				
事業者に対する指導等の強化																																									
	50	消費生活センター機能充実事業	<p>○不当取引専門指導員(警察OB)の配置し、不適正な事業活動を行っている疑いのある事業者に対する指導等の強化を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 不当取引専門指導員の配置</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 配置人数</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> </table>	・ 不当取引専門指導員の配置	H23	H24	H25	H26	H27	配置人数	1人	1人	1人	1人	1人	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 不当取引専門指導員による被害内容聴取が事業者の手口把握に効果を発揮し、法令や条例に基づく行政指導・処分に結びつけることができた。法執行機能強化において重要な役割を果たしている。</p> <p>【課題と今後の対応等】 違法性の高い相談については、早期に情報を把握できるよう、今後も相談員との連携を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																								
・ 不当取引専門指導員の配置	H23	H24	H25	H26	H27																																				
配置人数	1人	1人	1人	1人	1人																																				
		20 28 47																																							
庁内関係部署との連絡調整																																									
	51	庁内関係部署との連絡調整	<p>○消費者行政連絡調整会議等を開催し、庁内の関係部署の間における情報及び意見の交換並びに事業の運営の調整を行うとともに、他部署が開催する連絡調整会議等にも出席し、連携しながら消費者施策の推進を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>・ 消費者行政連絡調整会議等の開催</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・ 各種連絡調整会議等への出席</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>※ 主な出席会議等 自死対策推進会議、薬物乱用対策推進会議 など</p>		H23	H24	H25	H26	H27	・ 消費者行政連絡調整会議等の開催	○	○	○	○	○	・ 各種連絡調整会議等への出席	○	○	○	○	○	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 必要に応じて、その都度関係部署との連絡調整を行っているが、消費者行政連絡調整会議の開催、他部署主催の会議への出席など、会議を通じても各種事案に対する連携を図ることができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 関係部署と連携した取り組みは重要であり、必要に応じて連絡調整を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																		
	H23	H24	H25	H26	H27																																				
・ 消費者行政連絡調整会議等の開催	○	○	○	○	○																																				
・ 各種連絡調整会議等への出席	○	○	○	○	○																																				
消費者の意見の反映																																									
	52	消費生活審議会運営事業	<p>○宮城県消費生活審議会の委員として、学識経験者、消費者代表、事業者代表、行政関係者の参加を求め、同審議会の意見を聴くことにより、消費者の意見を県の消費者行政に反映させ、県民の消費生活の安定及び向上に努めた。平成27年度は消費者施策推進基本計画(第3期)と消費者教育推進計画の策定について審議いただいた。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 宮城県消費生活審議会の開催</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 開催回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td> 開催日</td> <td>H24.2.15</td> <td>H24.11.8</td> <td>H25.11.7</td> <td>H26.7.24 H27.1.29</td> <td>H27.7.9 H27.9.2 H27.12.25</td> </tr> </table> <p>※ 審議会の議題・報告事項</p> <p>H23 ・「宮城県消費者施策推進基本計画(第2期)」と実施状況について ・基金による宮城県消費者行政活性化計画の進捗状況について ・消費生活相談の状況について ・消費者行政活性化基金事業の実施期限の延長等について ・平成24年度 消費者庁の重点施策について</p> <p>H24 ・高齢者の消費者被害対策について ・宮城県消費者施策推進基本計画(第2期)の平成23年度の実施状況について ・消費生活相談の状況について ・消費者行政の動向について</p> <p>H25 ・消費者教育推進計画の策定について ・宮城県消費者施策推進基本計画(第2期)の平成24年度の実施状況について ・消費生活相談の状況について</p> <p>H26(1) ・消費者教育推進計画の策定について ・宮城県消費者施策推進基本計画(第2期)の平成25年度の実施状況について</p> <p>H26(2) ・消費者教育推進計画(中間案)について ・今後のスケジュールについて</p> <p>H27(1) ・宮城県消費者施策推進基本計画(第3期)について ・宮城県消費者施策推進基本計画(第2期)の平成26年度の実施状況について</p> <p>H27(2) ・宮城県消費者施策推進基本計画(第3期)(素案)について ・宮城県消費者教育推進計画(案)について</p> <p>H27(3) ・宮城県消費者施策推進基本計画(第3期・最終案)について ・宮城県消費者教育推進計画(最終案)について</p>	・ 宮城県消費生活審議会の開催	H23	H24	H25	H26	H27	開催回数	1回	1回	1回	2回	3回	開催日	H24.2.15	H24.11.8	H25.11.7	H26.7.24 H27.1.29	H27.7.9 H27.9.2 H27.12.25	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 消費者施策推進基本計画(第2期)の実施状況や消費生活相談状況などを報告するとともに、懸案事項について審議いただいた。各分野を代表する委員の意見は、良い評価、厳しい指摘、どちらも真摯に受け止め、可能な限り以降の取組に反映させるよう努めた。特に消費者施策推進基本計画(第3期)と消費者教育推進計画の策定については、多くの指摘と意見をいただき策定することができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 昨年度が計画期間最終年度であった消費者施策推進基本計画(第2期)の実施状況の報告をはじめ、委員の皆様から多くの意見をいただき審議を重ねて策定した消費者施策推進基本計画(第3期)と消費者教育推進計画の進行管理に努めていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																		
・ 宮城県消費生活審議会の開催	H23	H24	H25	H26	H27																																				
開催回数	1回	1回	1回	2回	3回																																				
開催日	H24.2.15	H24.11.8	H25.11.7	H26.7.24 H27.1.29	H27.7.9 H27.9.2 H27.12.25																																				

施策 取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																	
	事業名等																																																																					
5 消費者行政の充実・強化	県全体の相談体制等の検討																																																																					
	53	県全体の相談体制等の検討	<p>○県全体としての相談体制のあり方、取組方針等の検討を行うことを目的とした、市町村、関係団体等で構成する宮城県消費者行政推進会議を設立、開催し、意見交換等を行った。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 宮城県消費者行政推進会議の設立・開催</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 設立総会</td> <td>—</td> <td>H25.1.31</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 開催日</td> <td>—</td> <td>H25.1.31</td> <td>H26.1.30</td> <td>H27.2.6</td> <td>H28.2.3</td> </tr> </table> <p>・ 消費生活相談員が配置されていない市町村との調整により、消費生活相談員の新規配置、増員を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td> 新規配置</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 1市2町 (栗原市, 大和町, 色麻町)</td> <td>1町 (富谷町)</td> <td>1町 (大郷町, 大衡村)</td> <td>1町1村</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	・ 宮城県消費者行政推進会議の設立・開催	H23	H24	H25	H26	H27	設立総会	—	H25.1.31	—	—	—	開催日	—	H25.1.31	H26.1.30	H27.2.6	H28.2.3	新規配置	H23	H24	H25	H26	H27	1市2町 (栗原市, 大和町, 色麻町)	1町 (富谷町)	1町 (大郷町, 大衡村)	1町1村	—	—	消費生活・文化課	<p>【自己評価】 県、市町村、関係団体からなる宮城県消費者行政推進会議を設立できたことは、県内の消費者行政に関する情報共有の幅に広がりをもたせるとともに、連携強化の機会の増加に繋がった。また、市町村の消費生活相談員が新規配置及び増員されたことで、県全体の相談体制の強化に繋がった。</p> <p>【課題と今後の対応等】 より良い消費者行政を目指して毎年度会議の開催に努めていく。 また、県内すべての市町村に消費生活相談員が配置されるよう、引き続き調整を行っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																			
	・ 宮城県消費者行政推進会議の設立・開催	H23	H24	H25	H26	H27																																																																
設立総会	—	H25.1.31	—	—	—																																																																	
開催日	—	H25.1.31	H26.1.30	H27.2.6	H28.2.3																																																																	
新規配置	H23	H24	H25	H26	H27																																																																	
1市2町 (栗原市, 大和町, 色麻町)	1町 (富谷町)	1町 (大郷町, 大衡村)	1町1村	—	—																																																																	
	58 60		重点推進項目	1																																																																		
(2) 市町村の消費生活相談員の相談対応機能の向上																																																																						
54	市町村消費者行政促進事業	<p>○市町村の消費生活相談対応機能の向上を図るため、相談員等を対象とした研修会や法律相談会等を開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 消費生活相談員研修会(一泊)の開催</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 開催日</td> <td>H23.9.29 ~H23.9.30</td> <td>H24.9.6 ~H24.9.7</td> <td>H25.9.5 ~H25.9.6</td> <td>H26.9.4 ~H26.9.5</td> <td>H27.9.3 ~H27.9.4</td> </tr> <tr> <td> 受講者数</td> <td>38人</td> <td>39人</td> <td>44人</td> <td>39人</td> <td>38人</td> </tr> </table> <p>・ 市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催</p> <table border="1"> <tr> <td> 開催回数</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 受講者数</td> <td>3回</td> <td>4回</td> <td>5回</td> <td>4回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td> 受講者数</td> <td>130人</td> <td>125人</td> <td>199人</td> <td>179人</td> <td>116人</td> </tr> </table> <p>・ 法律相談会</p> <table border="1"> <tr> <td> 開催回数</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 受講者数</td> <td>3回</td> <td>4回</td> <td>3回</td> <td>2回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td> 受講者数</td> <td>139人</td> <td>74人</td> <td>77人</td> <td>84人</td> <td>78人</td> </tr> </table> <p>・ 消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数(市町村分)</p> <table border="1"> <tr> <td> 相談件数</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> 相談件数</td> <td>60件</td> <td>84件</td> <td>66件</td> <td>77件</td> <td>87件</td> </tr> </table>	・ 消費生活相談員研修会(一泊)の開催	H23	H24	H25	H26	H27	開催日	H23.9.29 ~H23.9.30	H24.9.6 ~H24.9.7	H25.9.5 ~H25.9.6	H26.9.4 ~H26.9.5	H27.9.3 ~H27.9.4	受講者数	38人	39人	44人	39人	38人	開催回数	H23	H24	H25	H26	H27	受講者数	3回	4回	5回	4回	3回	受講者数	130人	125人	199人	179人	116人	開催回数	H23	H24	H25	H26	H27	受講者数	3回	4回	3回	2回	4回	受講者数	139人	74人	77人	84人	78人	相談件数	H23	H24	H25	H26	H27	相談件数	60件	84件	66件	77件	87件	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 市町村相談員を対象に、相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。また平成26年度には弁護士会との連携を進め、アドバイザー弁護士制度における事例集の作成に協力した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も継続的な資質向上を図る必要がある。またアドバイザー弁護士制度の事例蓄積が進んでおり、その活用を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
・ 消費生活相談員研修会(一泊)の開催	H23	H24	H25	H26	H27																																																																	
開催日	H23.9.29 ~H23.9.30	H24.9.6 ~H24.9.7	H25.9.5 ~H25.9.6	H26.9.4 ~H26.9.5	H27.9.3 ~H27.9.4																																																																	
受講者数	38人	39人	44人	39人	38人																																																																	
開催回数	H23	H24	H25	H26	H27																																																																	
受講者数	3回	4回	5回	4回	3回																																																																	
受講者数	130人	125人	199人	179人	116人																																																																	
開催回数	H23	H24	H25	H26	H27																																																																	
受講者数	3回	4回	3回	2回	4回																																																																	
受講者数	139人	74人	77人	84人	78人																																																																	
相談件数	H23	H24	H25	H26	H27																																																																	
相談件数	60件	84件	66件	77件	87件																																																																	
	49		重点推進項目	1																																																																		
相談業務を担う人材の育成																																																																						
55	消費生活センター機能充実事業(消費者行政活性化オリジナル事業)	<p>○消費生活相談業務を担う人材を育成するため、相談員等を対象とする養成講座を開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 消費者生活相談員養成講座の開催</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td colspan="3">H24年度で事業終了</td> </tr> <tr> <td> 開催期間</td> <td>H24.1 ~H24.2</td> <td>H24.11 ~H24.12</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td> 受講者数</td> <td>48人</td> <td>36人</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	・ 消費者生活相談員養成講座の開催	H23	H24	H24年度で事業終了			開催期間	H24.1 ~H24.2	H24.11 ~H24.12				受講者数	48人	36人				消費生活・文化課	<p>【自己評価】 業務委託による消費生活相談員養成事業を平成22年度から3年間に渡り実施した。養成講座を10回開催し延べ121人が受講した。</p> <p>【課題と今後の対応等】 市町村の相談員の配置人数が増加したことから養成事業を終了した。</p> <p>【今後の方向性】 事業終了</p>																																																
・ 消費者生活相談員養成講座の開催	H23	H24	H24年度で事業終了																																																																			
開催期間	H24.1 ~H24.2	H24.11 ~H24.12																																																																				
受講者数	48人	36人																																																																				
(3) 関係機関との連携の強化																																																																						
56	国、他の都道府県との連携	<p>○各種会議に出席するなど、国や他の都道府県と、適宜意見交換・情報交換を行うとともに、随時、調査の協力等による情報提供、情報収集などの連携を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 各種会議等での意見交換・情報交換</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> ○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>※ 主な出席会議等 都道府県等消費者行政担当課長会議, 16大都道府県消費者行政担当課長会議, 全国消費生活センター所長会議, 消費者行政ブロック会議 など</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 調査依頼及び調査協力による情報共有</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td> ○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	・ 各種会議等での意見交換・情報交換	H23	H24	H25	H26	H27	○	○	○	○	○	○	・ 調査依頼及び調査協力による情報共有	H23	H24	H25	H26	H27	○	○	○	○	○	○	消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	<p>【自己評価】 消費者庁主催の会議をはじめとした各種会議等に出席し、情報収集を行った。同時に国及び他県との情報交換により、他県の取組みなど、参考とすべき事項の把握に努め、活用することができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 今後も情報収集、情報交換の場を大切にするとともに、国や他の都道府県との連携を図っていく。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																										
・ 各種会議等での意見交換・情報交換	H23	H24	H25	H26	H27																																																																	
○	○	○	○	○	○																																																																	
・ 調査依頼及び調査協力による情報共有	H23	H24	H25	H26	H27																																																																	
○	○	○	○	○	○																																																																	

施策	取組	取組事項		事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等		
		事業名等						
5	(3)	消費者行政の充実・強化	関係機関との連携の強化	国民生活センター、製品評価技術基盤機構との連携			消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 全国の相談情報や製品事故の分析結果等は消費者被害の防止に重要であることから、関係機関と連携を密にし、最新情報の提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 今後も情報収集を図るとともに、国や他の都道府県との連携を図り最新の情報提供に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続
				57	国民生活センター、製品評価技術基盤機構との連携 ○全国の相談情報の収集、製品事故の分析等において、下記のとおり連携した。 ・ 国民生活センターが運営するPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)を活用し、全国の相談苦情情報の収集等を行うことができた。また、「見守り新鮮情報」の最新情報を活用し、情報誌等を通じて消費者に情報提供した。 H23 H24 H25 H26 H27 ○ ○ ○ ○ ○ ・ 製品評価技術基盤機構に事故分析を依頼したほか、当機構からの事故等の情報について情報誌等により迅速に消費者へ周知した。 H23 H24 H25 H26 H27 ○ ○ ○ ○ ○			
				45 53	重点推進項目 1 2 4			
5	(3)	消費者行政の充実・強化	関係機関との連携の強化	東北経済産業局、市町村、警察本部との連携			消費生活・文化課 商工金融課 県警生活環境課	【自己評価】 必要に応じて随時情報交換を行うとともに、会議の開催により情報共有を行うことができた。また、東北経済産業局との合同検査についても、連携して実施することにより、法に基づく適正な事業運営を指導することができた。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続
				58	東北経済産業局、市町村、警察本部との連携 ○悪質な事業者及び違法な貸金業者(いわゆる「ヤミ金融」)等に関する情報交換を随時行い、情報共有等の連携により対応を図った。 ・ 県警との情報の共有化を図り、振り込め詐欺等の高齢者を狙った悪質事業者からの被害の拡大防止に努めた。 H23 H24 H25 H26 H27 ○ ○ ○ ○ ○ ・ 会議の開催等による情報共有及び連携 H23 H24 H25 H26 H27 会議の開催 ○ ○ ○ ○ ○ ※ 宮城県多重債務問題対策会議(ヤミ金融対策を含む)、宮城県消費者行政推進会議、市町村消費者行政担当課長会議 など ・ 東北経済産業局との合同立入検査 H23 H24 H25 H26 H27 割賦販売法に基づく立入検査 - 1事業者 1事業者 1事業者 - ※ 適正な事業運営を確認するための検査であり、悪質事業者に対する立入検査とは異なる。			
				45 53	重点推進項目 1 2 4			
5	(3)	消費者行政の充実・強化	関係機関との連携の強化	消費者関係団体、宮城県金融広報委員会との連携			消費生活・文化課	【自己評価】 消費者関係団体との連携により、研修会の開催支援やNPO法人への寸劇委託などを行うことができた。宮城県金融広報委員会についても、消費者教育関係事業の共催や、金銭・金融教育に関する各種啓発事業の開催など、連携して実施することができた。 【課題と今後の対応等】 今後も引き続き連携による事業を実施していく。 【今後の方向性】 維持継続
				59	消費者関係団体、宮城県金融広報委員会との連携 ○消費者関係団体の活動支援や宮城県金融広報委員会との事業共催等、連携して啓発活動及び消費者教育の充実を図った。 ・ 消費者関係団体との連携 H23 H24 H25 H26 H27 宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援 ○ ○ ○ ○ ○ NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネットへの出前講座における寸劇委託 ○ ○ - - - ・ 宮城県金融広報委員会との連携 H23 H24 H25 H26 H27 消費者教育講座の共催 ○ ○ ○ ○ ○ 金銭・金融教育研究校による生活設計等普及事業の共催 ○ ○ ○ ○ ○ 講演会の開催支援 ○ ○ ○ ○ ○ 消費生活展の開催 - ○ - ○ ○ パネル展やパンフレット等の作成・配布等による啓発活動 ○ ○ ○ ○ ○			
				33 35 36 37 38 40 42 45 61	重点推進項目 3			
5	(3)	消費者行政の充実・強化	関係機関との連携の強化	弁護士会、司法書士会、日本司法支援センターとの連携			消費生活・文化課 各地方振興事務所 県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 必要に応じて随時情報交換を行うとともに、会議の開催により情報共有を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていく。 【今後の方向性】 維持継続
				60	弁護士会、司法書士会、日本司法支援センターとの連携 ○下記懇談会により情報及び意見の交換を行ったほか、随時、情報交換をし情報の共有化を図った。 ・ 行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会 H23 H24 H25 H26 H27 開催回数 2回 2回 2回 2回 2回 開催日 H23.8.10 H24.8.3 H25.8.2 H26.8.22 H27.8.4 H23.11.9 H25.3.22 H26.3.19 H27.2.2 H28.3.23 ・ 宮城県消費者行政推進会議の開催 H23 H24 H25 H26 H27 開催日 - H25.1.31 H26.1.30 H27.2.6 H28.2.3 ・ 日本司法支援センター宮城地方協議会 H23 H24 H25 H26 H27 仙台意見交換会 - H24.10.16 - - - 総括 - H25.2.14 - - -			
				53	重点推進項目 1 2 3 4			

6 関係団体への支援

施策 取組	取組事項 事業名等		事業内容・実施状況					担当課等	自己評価等		
6 関係団体への支援	(1) 消費者団体等への支援	地域の消費者活動のリーダー育成及び消費者関係団体等への支援							消費生活・文化課	【自己評価】 宮城県消費者団体連絡協議会の合同研修会等で、講義をする機会をいただくなどの方法で、消費者団体の活動を促進するための支援を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 地域の消費者活動のリーダー育成など課題はあるが、引き続き自主的な消費者教育や啓発活動等の促進や支援を行っていく。 【今後の方向性】 維持継続	
		61	消費者団体育成指導事業	○地域の消費者活動のリーダー育成及び消費者団体の育成を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動の促進・支援を行った。							
		59		・ 宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会の開催支援 H23 H24 H25 H26 H27 開催日 H23.7.1 H24.9.7 H25.9.6 H26.9.3 H27.9.2 参加者 約40人 約75人 約70人 約60人 約60人 ・ 宮城県消費者団体連絡協議会幹事会・総代会の開催支援 H23 H24 H25 H26 H27 ○ ○ ○ ○ ○ ・ NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネットへの出前講座における寸劇委託 H23 H24 H25 H26 H27 ○ ○ - - -							
6 関係団体への支援	(1) 消費者団体等への支援	消費生活協同組合に対する運営資金の貸付け							商工金融課	【自己評価】 必要な場合に借入ができる環境の整備を図った。 【課題と今後の対応等】 引き続き、共同組合等も含めた県内中小企業者を対象とした中小企業制度融資を実施し、経営の安定化を図る。 【今後の方向性】 維持継続	
		62	中小企業融資制度による貸付け	○県内中小企業者や協同組合等を融資対象とした中小企業制度融資を実施し、組合の経営安定化のための運営資金の貸付けを行う。							
			・ 生協への融資実績 (参考)全体の融資実績 件数 7,611件 4,379件 4,684件 4,171件 3,801件 融資額 149,363,193千円 65,063,192千円 66,172,327千円 58,899,512千円 54,444,328千円 (融資実績なし H23~H26)								
6 関係団体への支援	(1) 消費者団体等への支援	金融に関する知識等の普及活動等に関し功績があった人等の表彰口							消費生活・文化課	【自己評価】 市町村、宮城県消費者団体連絡協議会、県庁各課に推薦者の依頼を呼びかけ、推薦することができた。受賞者が出たことも喜ばしい。 【課題と今後の対応等】 今後も市町村等に呼びかけ、功績があった人や団体を推薦することで、消費者支援活動等の発展を図っていく。 【今後の方向性】 維持継続	
		63	生活設計等普及事業	○金融に関する知識等の普及活動又は消費者支援活動に関する功績があった人又は団体を推薦し、一層の活躍を支援することで、消費者支援活動等の充実を図った。							
			・ 消費者支援功労者表彰への推薦 H23 H24 H25 H26 H27 推薦数 - 1件 3件 2件 3件 消費者庁のベスト消費者サポーター章受賞 - - 1件 2件 1件 ※ 推薦年度の翌年度に受賞。H25年度に行った推薦はH26年度候補者としての推薦。H26年度に受賞。								
6 関係団体への支援	(2) 事業者及び事業者団体への支援	事業者や事業者団体の自主的な取組支援							消費生活・文化課	【自己評価】 必要に応じて随時情報交換を行うとともに、会議の開催により情報共有を行うことができた。また、各種公正取引協議会の取組に対しても支援・協力を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていくとともに、取組に対する支援・協力を行っていく。 【今後の方向性】 維持継続	
		64	事業者や事業者団体の自主的な取組支援	○事業者や事業者団体が自ら実施する消費者の信頼を確保するための取組等に対して適切な支援・協力を行った。							
			・ 宮城県コンシューマー・サービスリーダー会議(CSL)との連携 H23 H24 H25 H26 H27 総会 H23.6.14 H24.6.5 H25.9.7 H26.6.3 - 意見交換会 H24.2.2 H24.11.27 - - H27.10.6 ・ 公正取引協議会への支援・協力 H23 H24 H25 H26 H27 家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力 H23.12.6 H25.2.13 H26.2.19 H27.2.25 H27.11.20 公正取引協議会北海道・東北ブロック連絡会議 H23.11.28 H24.11.26 H25.12.3 H27.2.24 H28.1.27 ・ 来所した事業者に対するセンターからの助言 H23 H24 H25 H26 H27 事業者数 - 80事業者 50事業者 96事業者 68事業者								

7 環境に配慮した消費行動の推進

施策	取組	取組事項	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																									
		事業名等																																																																																												
7 環境に配慮した消費行動の推進	(1) 環境への負荷の低減に向けた取組	環境に配慮した消費行動の推進																																																																																												
		65	グリーン購入普及拡大事業	<p>○みやぎグリーン購入ネットワークと協働し、グリーン購入の普及促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入セミナー <p>地域全体でグリーン購入に取り組むことの重要性を理解することを目的にセミナーを開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>H24.2.21</td> <td>H24.10.19</td> <td>H25.10.25</td> <td>H27.2.9</td> <td>H28.2.9</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>50人</td> <td>56人</td> <td>56人</td> <td>56人</td> <td>42人</td> </tr> </table> <p>みちのくEMS認定事業者向けにグリーン購入についてのセミナーを開催した。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>—</td> <td>H25.2.8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>—</td> <td>33人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入ガイドブックの作成 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	開催日	H24.2.21	H24.10.19	H25.10.25	H27.2.9	H28.2.9	参加者数	50人	56人	56人	56人	42人		H23	H24	H25	H26	H27	開催日	—	H25.2.8	—	—	—	参加者数	—	33人	—	—	—		H23	H24	H25	H26	H27		○	—	—	—	—	環境政策課	<p>【自己評価】 セミナーの対象者について、開始当初は事業者向けだったものを自治体や一般県民も参加できるよう対象を変更したことにより、広く県民にアピールできた。平成27年度にはグリーン購入促進委員会も開催し、施策の方向性についても広く意見をもらうことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 市町村の組織的なグリーン購入の取組が十分ではないため、市町村への働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																								
			H23	H24	H25	H26	H27																																																																																							
開催日	H24.2.21	H24.10.19	H25.10.25	H27.2.9	H28.2.9																																																																																									
参加者数	50人	56人	56人	56人	42人																																																																																									
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
開催日	—	H25.2.8	—	—	—																																																																																									
参加者数	—	33人	—	—	—																																																																																									
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
	○	—	—	—	—																																																																																									
66	グリーン製品普及拡大事業	<p>○環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県グリーン製品の認定 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>認定件数</td> <td>11件</td> <td>48件</td> <td>30件</td> <td>18件</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>年度末現在の認定製品数</td> <td>67製品</td> <td>91製品</td> <td>88製品</td> <td>94製品</td> <td>98製品</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> PR事業(パネル、サンプルの展示) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>県庁内におけるパネル展示</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県産業技術総合センター一般公開への出展</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>エコプロダクツ東北2013への出展</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>(2013年(H25)でイベント終了 →NPO主催の環境イベント出展に変更)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>NPO主催の環境イベントへの出展</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	認定件数	11件	48件	30件	18件	51件	年度末現在の認定製品数	67製品	91製品	88製品	94製品	98製品		H23	H24	H25	H26	H27	県庁内におけるパネル展示	—	—	○	○	○	県産業技術総合センター一般公開への出展	○	○	○	○	○	エコプロダクツ東北2013への出展	○	○	○	(2013年(H25)でイベント終了 →NPO主催の環境イベント出展に変更)	—	NPO主催の環境イベントへの出展	—	—	—	○	—	環境政策課	<p>【自己評価】 震災の復興需要の後押しもあり、宮城県グリーン製品の認定数を増やすことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 県民生活に関係の薄い土木製品等の認定が多いので、生活用品の認定を増やし、県民に対しPRする機会を増やす。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																										
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
認定件数	11件	48件	30件	18件	51件																																																																																									
年度末現在の認定製品数	67製品	91製品	88製品	94製品	98製品																																																																																									
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
県庁内におけるパネル展示	—	—	○	○	○																																																																																									
県産業技術総合センター一般公開への出展	○	○	○	○	○																																																																																									
エコプロダクツ東北2013への出展	○	○	○	(2013年(H25)でイベント終了 →NPO主催の環境イベント出展に変更)	—																																																																																									
NPO主催の環境イベントへの出展	—	—	—	○	—																																																																																									
3Rに関する情報の発信																																																																																														
67	みやぎ環境e-NEWSの発行 (H25.9までは循環通信の発行)	<p>○県庁発の3R情報として、毎月1回「循環通信」をメール等で発行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> メール配信 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>配信期間</td> <td>12月～3月</td> <td>4月～3月</td> <td>4月～9月</td> <td colspan="2">(みやぎ環境e-NEWSへ移行)</td> </tr> <tr> <td>メルマガ登録者数</td> <td>355人</td> <td>370人</td> <td>344人</td> <td colspan="2">(H23年度末) (H24年度末) (H25.9月末)</td> </tr> </table> <p>○H25年10月以降は、環境政策課が配信内容を拡充した「みやぎ環境e-NEWS」を発行し、各事業者が取り組む3Rや再エネの利活用に関する記事を作成した。毎月1回の発行により、3R及び環境関連産業の普及啓発を行った。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>みやぎ環境e-NEWS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	配信期間	12月～3月	4月～3月	4月～9月	(みやぎ環境e-NEWSへ移行)		メルマガ登録者数	355人	370人	344人	(H23年度末) (H24年度末) (H25.9月末)			H23	H24	H25	H26	H27	みやぎ環境e-NEWS	—	—	○	○	○	環境政策課(H25.10以降) 循環型社会推進課(H25.9まで)	<p>【自己評価】 毎月の発行により、3R及び環境関連産業の普及啓発を行うことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 更なる情報の発信を強化するため、企業訪問時に紹介するなど、読者を増やす。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>																																																												
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
配信期間	12月～3月	4月～3月	4月～9月	(みやぎ環境e-NEWSへ移行)																																																																																										
メルマガ登録者数	355人	370人	344人	(H23年度末) (H24年度末) (H25.9月末)																																																																																										
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
みやぎ環境e-NEWS	—	—	○	○	○																																																																																									
3Rの普及啓発																																																																																														
68	3R推進普及啓発事業	<p>○廃棄物の3Rに関する理解を促進するため、DVD作成等の事業の実施による環境教育支援や高校の文化祭で3Rに関する展示・研究発表の支援等を実施することにより県民、事業者に対して廃棄物等の3Rの取組を普及・啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> RR探検隊バスツアー(施設見学) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>参加学校数(県内小学校)</td> <td>—</td> <td>10校</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>—</td> <td>319人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>見学施設数</td> <td>—</td> <td>15施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 3R文化祭表彰 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>参加学校数(県内高校)</td> <td>—</td> <td>4校</td> <td>—</td> <td>1校</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うちグループ数</td> <td>—</td> <td>5グループ</td> <td>—</td> <td>1グループ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>結果 優秀賞</td> <td>—</td> <td>2グループ</td> <td>—</td> <td>1グループ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>入賞</td> <td>—</td> <td>1グループ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>参加賞</td> <td>—</td> <td>2グループ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 3RラジオスポットCM <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>放送回数</td> <td>62回</td> <td>124回</td> <td>124回</td> <td>124回</td> <td>124回</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 3R普及啓発映像の作成 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>県公式ウェブサイトへの掲示</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>DVD作成</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>450枚</td> <td>—</td> </tr> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	参加学校数(県内小学校)	—	10校	—	—	—	参加者数	—	319人	—	—	—	見学施設数	—	15施設	—	—	—		H23	H24	H25	H26	H27	参加学校数(県内高校)	—	4校	—	1校	—	うちグループ数	—	5グループ	—	1グループ	—	結果 優秀賞	—	2グループ	—	1グループ	—	入賞	—	1グループ	—	—	—	参加賞	—	2グループ	—	—	—		H23	H24	H25	H26	H27	放送回数	62回	124回	124回	124回	124回		H23	H24	H25	H26	H27	県公式ウェブサイトへの掲示	—	—	—	○	○	DVD作成	—	—	—	450枚	—	循環型社会推進課	<p>【自己評価】 DVD制作、文化祭の活動支援、ラジオ放送やパネル展示など様々な手段で啓発を行うことができた。環境教育の観点から若年層を対象としたり、家庭や事業所での3R推進を呼びかけるなど、多様な層に向けて情報発信を行うことができた。</p> <p>【課題と今後の対応等】 平成28年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)を踏まえ、より多くの県民に3Rに取り組んでいただけるよう啓発活動を行う必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 維持継続</p>
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
参加学校数(県内小学校)	—	10校	—	—	—																																																																																									
参加者数	—	319人	—	—	—																																																																																									
見学施設数	—	15施設	—	—	—																																																																																									
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
参加学校数(県内高校)	—	4校	—	1校	—																																																																																									
うちグループ数	—	5グループ	—	1グループ	—																																																																																									
結果 優秀賞	—	2グループ	—	1グループ	—																																																																																									
入賞	—	1グループ	—	—	—																																																																																									
参加賞	—	2グループ	—	—	—																																																																																									
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
放送回数	62回	124回	124回	124回	124回																																																																																									
	H23	H24	H25	H26	H27																																																																																									
県公式ウェブサイトへの掲示	—	—	—	○	○																																																																																									
DVD作成	—	—	—	450枚	—																																																																																									

施策	取組	取組事項	事業内容・実施状況					担当課等	自己評価等	
		事業名等								
7	環境にやさしい買い物の推進	環境にやさしい買い物の推進								
		環境にやさしい買い物キャンペーン	○毎年10月の「3R推進月間」に、環境に優しい買い物のための県民運動を展開する。 ・各団体へのマイバッグ持参等3Rに関する取組の要請、広報の実施	H23	H24	H25	H26	H27	循環型社会推進課	【自己評価】 各市町村や住民団体にキャンペーンに取り組んでいただき、それぞれの地域に応じた取り組みを進めることができた。また、県としてもパネル展示等とおした広報活動を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 平成28年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)を踏まえ、より多くの県民に環境にやさしい買い物に取組んでいただけるよう啓発活動を行う必要がある。 【今後の方向性】 維持継続
	69	H25年度まで「マイバッグキャンペーン」	協力要請団体数	157 団体	—	138 団体	135 団体	135 団体		
			うち実施団体数	7市町・20 団体	—	23 団体	11 団体	17 団体		
			宮城県容器包装削減会議の開催	H23	H24	H25	H26	H27		
			開催回数	—	—	—	2 回	1 回		
7	環境に配慮した消費行動の推進	地域に密着した環境への取組の推進								
		すばらしいみやぎを創る運動	○活力のある個性的で心豊かな地域社会の形成を目指し、美しい生活環境を創る運動などの県民運動を推進する「すばらしいみやぎを創る協議会」に対する補助を通じ、地域に密着した環境への取組として次の事業を実施した。 ・みやぎ花のあるまちコンクール 「ふれあい」と「思いやり」のある人づくり・地域づくり・美しいふるさと『みやぎ』づくりを推進するため実施	H23	H24	H25	H26	H27	共同参画社会推進課	【自己評価】 県や市町村、関係団体等との協力・連携により、すばらしいみやぎを創る運動の4つの柱の一つである「美しい生活環境を創る運動」として、地域に密着した取組を着実に推進することができた。 【課題と今後の対応等】 構成団体のメンバーの高齢化が進んでいるため、地域の他の団体や若い世代との協力・連携等、活動の継続性を確保するための具体的な方策を検討する必要がある。 【今後の方向性】 維持継続
	70		受賞者数	休止	6 団体・4 個人	5 団体	6 団体	7 団体		
			美しい生活環境を創る運動	H23	H24	H25	H26	H27		
			広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布	6,400 袋	5,000 袋	7,000 袋	14,000 袋	12,000 袋		
			身近な環境問題に取り組む生活学校運動への支援	H23	H24	H25	H26	H27		
			生活学校・生活会議運動 東北・北海道ブロック研究集会開催	—	—	H25.9.4 ~9.5	—	—		
			生活学校運動大会開催	H24.1.18	H25.1.16		H27.1.27	H28.2.2		
			参加者数	130 人	110 人	約160 人	約100 人	約100 人		
			県生活学校連絡協議会及び県内生活学校に対する活動費の助成、生活学校・生活会議運動全国大会等への参加費の助成	○	○	○	○	○		
			省資源・省エネルギー運動	H23	H24	H25	H26	H27		
			「みやぎ節電会議」と連携して啓発資料を配布（東日本大震災の影響）	○	○	—	—	—		
			夏季及び冬季の省エネルギー対策推進のため各種啓発用資料を構成員に配布	—	—	○	○	○		

3 主要重点推進項目の取組状況

計画で推進する施策のうち、『1 市町村の消費生活相談体制の強化』、『2 高齢者の消費者被害対策』、『3 若者の消費者被害対策』、『4 多重債務者対策』を主要重点推進項目として取り組んでいくこととしており、各項目毎の詳細な実施状況等については、下記のとおりです。
 なお、「実施状況」に記載している事業は「2 計画で推進する施策の実施状況」の事業の再掲です。

1 市町村の消費生活相談体制の強化について

事業No.	4	11	30	49	53	54	55	58	60
-------	---	----	----	----	----	----	----	----	----

(1)消費生活相談体制の構築及び充実のための支援

全ての市町村において、消費生活センターが設置され、又は相談窓口消費生活相談員が配置されるよう、消費生活相談体制の構築及び充実に向け、県全体としての相談体制のあり方、取組方針等の検討を行うことを目的とした、市町村、関係団体等で構成する宮城県消費者行政推進会議の開催や市町村担当課長会議を開催するとともに、個別に市町村と消費生活相談員の配置等に向けた調整を進めました。

引き続き、消費生活相談体制の充実に向けて市町村を支援していきます。

実施状況（再掲）		事業No.	53	55	58	担当課
53	市町村、関係団体等で構成する宮城県消費者行政推進会議を開催し、意見交換等を行った。 消費生活相談員が配置されていない市町村と調整等を進め、消費生活相談員の新規配置、増員が図られた。 ・消費生活相談員の新規配置 栗原市、大和町、色麻町(H23)、富谷町(H24)、大郷町、大衡村(H25)					消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)
55	消費生活相談業務を担う人材を育成するため、相談員等を対象とする養成講座を開催した。					
58	市町村消費者行政担当課長会議を開催し、各市町村消費者行政担当課長と消費者行政に関する情報・意見交換を実施した。□					

(2)相談対応機能の向上のための支援

研修会や法律相談会を開催するなど消費生活相談員の専門知識の習得及び専門性の向上のための支援を行うとともに、対応が困難な事例についての相談等に対し助言等を行うなど、解決のための支援を行いました。また、市町村の消費生活相談員からの相談等に対し適切に助言等ができるよう、県の消費生活相談員の専門性の向上を図りました。

今後も、「センター・オブ・センターズ」として、複雑化・多様化する相談に市町村相談員が的確に対応していけるよう支援していきます。

実施状況（再掲）		事業No.	49	54	担当課
49	県の消費生活相談員を対象に、研修機会の確保、弁護士等を講師とした法律相談会等を開催した。 ・レベルアップ研修会 ・法律相談会の開催 ・消費生活問題研究会の開催 ・消費生活相談アドバイザー弁護士制度の活用				消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)
54	市町村の消費生活相談対応機能の向上を図るため、相談員等を対象とした研修会を開催した。 ・消費生活相談員研修会(一泊)の開催 ・市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催 ・法律相談会の開催 ・消費生活相談アドバイザー弁護士制度の活用				

(3)関係機関との連携の強化のための支援

消費者事故、悪質事業者等に関する情報を提供するなど、市町村相互間の情報交換及び連絡調整を行うとともに、法律上の判断が必要な事例の解決等において、弁護士会、司法書士会等との連携の強化に向けた取組を支援してきました。

引き続き、市町村と関係機関との連携がより一層強化されるよう支援していきます。

実施状況（再掲）		事業No.	4	11	30	53	54	58	60	担当課
4	消費者庁等から提供された事故情報等について、電子メールにより速やかに市町村等へ情報提供し共有化を図った。□									消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)
11	県の消費生活センターにおいても、経由相談等による市町村の相談窓口支援を行い、問題の解決に努めた。									
30	消費者トラブル等の情報提供及び情報共有を図った。									
53	県全体としての相談体制のあり方、取組方針等の検討を行うことを目的とした、市町村、関係団体等で構成する宮城県消費者行政推進会議を開催し、意見交換等を行った。									
54	困難事例に対し法律相談会や弁護士からの助言の機会確保を図った。 ・法律相談会 ・消費生活相談アドバイザー弁護士制度									
58	悪質な事業者及び違法な貸金業者等に関する情報交換を随時行い、会議等によって情報共有化等の連携を図った。									
60	懇談会等により情報及び意見交換を行い、市町村と関係機関との連携を図った。 ・行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会 ・日本司法支援センター宮城地方協議会での意見交換会									

2 高齢者の消費者被害対策について

事業No.	11	16	29	30	31	32	33	34	43	58	60
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(1) 高齢者に配慮した情報提供や啓発

町内会、老人クラブなど地域の活動の場に赴く出前型により講座を開催するとともに、新聞やラジオ等での広報、啓発用リーフレットの作成・配布を行いました。内容についても、高齢者が被害にあいやすい消費者トラブル及び県内におけるその発生状況等関連する情報を中心とするなど、わかりやすい情報提供及び啓発に努めました。

今後とも、高齢者に配慮した情報提供や啓発に努めていきます。

実施状況（再掲）	事業No.	31	32	33	34	担当課
31	各種リーフレットを作成し、配布することにより啓発を行った。（「あなたを狙う問題商法」、「高齢者が狙われています！！」） 新聞や情報誌等へ記事を掲載したほか、テレビやラジオ等で広報を行った。					消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）
32	県の消費生活センターや県庁ロビー、あおば通地下道など、人通りの多いところで消費生活や高齢者被害に関するパネル展を開催し、高齢者被害の防止を図った。					
33	消費生活展を開催し、パネル展示や消費生活相談等を行った。					
34	町内会や老人クラブなど地域の活動の場に出かけていく出前型の講座を積極的に実施し、高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルや県内で消費者被害が拡大している最新の事例を中心に情報提供した。					

(2) 地域での見守り体制の充実

高齢者の身近にいる人々に対して、情報の提供、講座等による意識啓発を行いました。その際、国民生活センターが運用する「見守り新鮮情報」等を活用しながら、悪質商法、消費者事故等の具体的な事例を挙げて、わかりやすい情報提供及び啓発に努めました。また昨年度は、地域包括支援センターと訪問介護事業所に対して、県で作成した情報誌をメール配信し、情報の提供に努めました。

引き続き、地域包括支援センターや介護サービス事業者等高齢者の身近にいる人々が高齢者を見守り、その変化に気づき、そして相談機関等に適切につなぐ体制のさらなる充実を図っていきます。

実施状況（再掲）	事業No.	30	31	32	33	34	担当課
30	独立行政法人国民生活センターが運用する「見守り新鮮情報」等を活用して、県のホームページへの情報の掲載等を迅速に行うことにより、積極的に情報を提供することで、被害の未然防止を図った。 地域包括支援センターと訪問介護事業所に、平成24年12月から平成28年3月まで毎月1回、県で作成した情報誌をメール配信した。						消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）
31	各種リーフレットを作成し、配布することにより啓発を行った。（「あなたを狙う問題商法」、「高齢者が狙われています！！」） 新聞や情報誌等へ記事を掲載したほか、テレビやラジオ等で広報を行った。						
32	県の消費生活センターや県庁ロビー、あおば通地下道など、人通りの多いところで消費生活や高齢者被害に関するパネル展を開催し、高齢者被害の防止を図った。						
33	消費生活展を開催し、パネル展示や消費生活相談等を行った。						
34	高齢者本人だけではなく、高齢者の周りにいる人々を対象として、講座等を積極的に開催して意識啓発を図った。						

(3) 福祉関係者、警察、関係団体等との連携の強化

消費生活相談機関と福祉関係者及び警察、弁護士会、司法書士会等関係機関との連携を強化するため、必要に応じて、関係者間による情報及び意見の交換を行いました。

今後、高齢者の身近にいる民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業者等福祉関係者との連携強化を図っていきます。

実施状況（再掲）	事業No.	11	16	43	58	60	担当課
11	消費生活相談窓口において、高齢者からの消費生活相談を受け、解決に努めた。						消費生活・文化課
16	高齢者及びその家族が抱える医療、法律、保健・介護等に関する心配ごとや悩みごとなどの専門相談を実施し、県内全域をカバーするセーフティネットとしての役割を担うことにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。 ※ 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会への相談窓口委託事業により、高齢者及びその家族の福祉の増進を図った。						長寿社会政策課
43	消費者から相談窓口寄せられた苦情・相談等に対して、適切な助言やあっせん等を行った。また、専門的な対応が必要な事案については、専門機関の紹介又は仲介を行った。						消費生活・文化課
58	県警との情報の共有化を図り、振り込め詐欺等の高齢者を狙った悪質事業者からの被害の拡大防止に努めた。						県警生活環境課
60	苦情や相談の処理・解決に努めるとともに、相談内容に応じて適切な助言等を受けることができるように、福祉部門の相談機関や日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）等との連携を図った。 行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会により情報及び意見の交換を行った。						消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）

(4) 成年後見制度等の権利擁護制度の周知

成年後見制度の周知を図るため、各地で研修会や講演会を開催したほか、パンフレット等による啓発や窓口での相談対応を行い、制度の利用促進を図りました。

引き続き、制度の普及啓発に努めていきます。

実施状況（再掲）	事業No.	29	担当課
29	高齢者虐待防止普及・啓発事業、高齢者虐待相談機能強化事業等により、高齢者の権利擁護の促進・啓発を図った。 ・ 高齢者権利擁護講演会等の開催 ・ 高齢者虐待相談機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託） ・ 高齢者虐待防止普及・啓発のため啓発パンフレットを作成・配布した。（「高齢者のあんしん生活」、「高齢者の虐待を防ぎましょう」） ・ 高齢者虐待対策担当者会議の開催		長寿社会政策課

3 若者の消費者被害対策について

事業No.	11	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	59	60
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(1) 発達段階に応じた消費者教育の充実

宮城県金融広報委員会と連携して、小・中学校、特別支援学校及び高等学校において社会科や家庭科等で消費者教育を行ったほか、児童生徒、教員、保護者等への出張講座や消費者問題に詳しい弁護士を高等学校等に派遣し消費者教育を行いました。

将来、消費者トラブルに巻き込まれないようにするための適切な消費行動などを身に付けるために、発達段階に応じた的確な消費者教育を継続して実施していきます。

実施状況（再掲）	事業No.	35	36	37	38	39	40	41	42	59	60	担当課
35	小・中学校において、学習指導要領の内容に沿って、社会科や家庭科などの教科学習、総合的な学習の時間などで消費者教育を行った。 ・各学校において、児童生徒の実態に即した消費者教育が適切に行われるよう指導した。 ・宮城県金融広報委員会から金銭(金融)教育研究校として委嘱を受けた小学校において、同委員会と連携を図りながら消費者教育に取り組んだ。 ・消費生活センター等と連携し、消費者研究に関する学校向けの講座、資料等の紹介等を行った。											義務教育課 (金融広報委員会)
36	特別支援学校において、学習指導要領の内容に沿って、生活単元学習や総合的な学習の時間、特別活動などで消費者教育を行った。 27年度 小学部 物や金銭の大切さ、物の選び方や買い物の仕方の基礎を身に付けられるように、より実際の場面で学習指導の展開 中学部 目的に応じた買い物ができ、主体的に生活する力を育む学習指導の展開 高等部 計画的に金銭を扱うために必要なスキルの習得やゲストティーチャーを招いての卒業後の社会生活を見据えた学習指導の展開											特別支援教育室 (金融広報委員会)
37	高等学校において、学習指導要領の内容に沿って、公民科や家庭科などの教科学習、総合的な学習の時間、特別活動などで消費者教育を行うことにより、高校生の消費者としての意識の向上を図った。 ・各学校において、生徒の実態に即した消費者教育が適切に行われるよう指導した。 ・宮城県金融広報委員会から金融教育研究校として委嘱を受けた高等学校において同委員会と連携を図りながら消費者教育に取り組んだ。 ・各教科研究会等の研修事業を支援したり、消費生活センター等と連携し、消費者教育に関する資料の活用、講座の紹介や活用等を促した。											高校教育課 (金融広報委員会)
38	児童生徒、教員、保護者等を対象とした講座等を開催し、消費者被害の未然防止を図った。 ・各種講座等の実施（宮城県金融広報委員会と共催） 金銭(金融)教育に関する授業等への講師派遣、青少年に対する金融に関する消費者教育出張講座 ・小・中学校における金銭(金融)教育研究校での消費者教育（宮城県金融広報委員会と共催） ・高等学校における金融教育研究校での消費者教育（宮城県金融広報委員会と共催） ・生活設計等普及事業（宮城県金融広報委員会と共催） 金銭教育研究校、金融教育研究校での研究発表											消費生活・文化課 (金融広報委員会)
39	消費者問題に詳しい弁護士を高等学校等に派遣して消費者被害の現状や被害に遭わないための注意点等の講義を行い、消費者トラブルに対する意識の向上を促すことで被害の未然防止を図った。											消費生活・文化課
40	高等学校で消費者教育を担当する教員等を対象とした消費生活講座等を宮城県金融広報委員会と宮城県教育委員会との共催により開催し、学校教育における消費者教育の充実と、若者の消費者被害の未然防止を図った。											消費生活・文化課 (金融広報委員会)
41	中・高校生向けの消費生活読本を作成して全学校へ配布(1学年分)し、家庭科等の授業における活用を促進することによって、若者の消費者被害の未然防止を図った。											消費生活・文化課
42	宮城県金融広報委員会による児童生徒を対象とした「お金やもの」に関するポスター募集及び優秀作品の表彰を支援し、児童生徒の金銭等に関する意識向上や健全な価値観の養成を図った。											消費生活・文化課 (金融広報委員会)
59	宮城県金融広報委員会との事業共催や消費者関係団体等との連携により、啓発活動及び消費者教育の充実を図った。											消費生活・文化課
60	弁護士会等との連携により、啓発活動及び消費者教育の充実を図った。											消費生活・文化課

(2) 若者が被害に遭いやすい商法等の情報提供・啓発

中・高校生向けの消費生活読本を作成して全ての学校に配布(1学年分)するとともに、情報誌やラジオ等での広報、若者が被害に遭いやすい商法やトラブルに関するリーフレットの作成・配布等を行うことにより意識啓発を図りました。

悪質商法に関する情報不足が、若者の被害を拡大させる大きな要因であることから、積極的に情報を提供し、意識啓発をしていきます。

実施状況（再掲）	事業No.	11	30	31	32	33	34	41	担当課
11	若者からの消費生活相談に対して、解決を図ると同時に相談に関連した情報を提供すること等により被害の拡大防止を図った。								消費生活・文化課
30	独立行政法人国民生活センターが運用する「見守り新鮮情報」等を活用して、県のホームページへの情報の掲載等を迅速に行うことにより、積極的に情報を提供することで、被害の未然防止を図った。								
31	各種リーフレットを作成し、配布することにより啓発を行った。 新聞や情報誌等へ記事を掲載したほか、テレビやラジオ等で広報を行った。								
32	県の消費生活センターや県庁ロビー、青葉通り地下道など、人通りの多いところで消費生活や若者の被害に関するパネル展を開催し、被害の防止を図った。								消費生活・文化課 (金融広報委員会)
33	消費生活展を開催し、パネル展示や消費生活相談等を行った。								
34	消費生活センター等職員による出前講座を実施し、被害の未然防止を図った。								消費生活・文化課
41	中・高校生向けの消費生活読本を作成して全学校へ配布(1学年分)し、家庭科等の授業における活用を促進することによって、若者の消費者被害の未然防止を図った。								

4 多重債務者対策について

事業No.	11	18	31	32	33	34	43	45	58	60
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(1)啓発の推進及び情報提供

いろいろな世代の人たちが様々な理由により多重債務状態に陥ってしまうことから、新聞や情報誌等への記事掲載、テレビやラジオ等による広報など、広く県民に対して啓発及び情報の提供を図りました。

多重債務に関する相談件数は減少傾向にあるものの、引き続き啓発の推進及び情報提供を行っていきます。

実施状況（再掲）		事業No.	31	32	33	34	45	担当課
31	新聞や情報誌等へ記事を掲載したほか、テレビやラジオ等で広報を行った。							消費生活・文化課
32	県の消費生活センターや県庁ロビー、あおば通地下道など、人通りの多いところで消費生活や多重債務対策に関するパネル展を開催し、啓発を行った。							
33	消費生活展を開催し、パネル展示や消費生活相談等を行った。							
34	消費生活センター等職員による出前講座を実施し、被害の未然防止を図った。							
45	金融広報委員会と協力して、啓発用リーフレット「多重債務に陥らないために」を各種研修会で配布した。							(金融広報委員会)

(2)的確な助言及び対応

相談マニュアルを活用し相談処理を行うとともに、弁護士や司法書士などの法律専門家へ確実につながりました。また、多重債務問題対策会議等により、関係機関と多重債務問題への対策を協議しました。多重債務無料相談会では自死対策部署と連携し、心の健康相談を併せて実施することができました。

多重債務の解消は本人の努力だけでは大変困難です。弁護士等の法律の専門家による債務整理等へつなげるなど、的確な対応に努めていきます。

実施状況（再掲）		事業No.	11	18	43	45	担当課
11	消費生活相談窓口において、多重債務に関する相談を行った。[45]						消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)
18	精神保健福祉センター内に心の健康相談電話を設置して、県民の精神的健康の保持増進を図った。(自死への対策)						
43	消費生活相談窓口等において、弁護士や司法書士による任意整理、簡易裁判所による特定調停、個人再生手続、自己破産等のための助言を行った。						
45	県や市町村の相談員を対象として、多重債務に関する相談があった場合の対応方法や法律専門家との連携の仕方等をまとめた「多重債務者相談マニュアル～宮城版～」に基づき相談処理を行った。 宮城県多重債務問題対策会議の主催により、全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、12月に多重債務に関する無料相談会を実施した。 貸金業担当部門と連携を図りながら事業を進めたほか、自死予防の取り組みとして多重債務問題への対策が必要なことから、担当課と調整の上、各圏域の保健福祉事務所等と連携して、多重債務無料相談会において希望する者に対して「心の健康相談」も実施した。						消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く) 商工金融課 障害福祉課

(3)関係機関との連携の強化

多重債務問題は、様々な分野に関係する問題であることから、関係部署と連携しながら取り組みを進めました。

引き続き連絡を密にとり、連携の強化を図っていきます。

実施状況（再掲）		事業No.	58	60	担当課
58	宮城県多重債務問題対策会議を設置し、各種取り組み等の実施について協議した。また、ヤミ金融による被害を防止するため、宮城県多重債務問題対策会議において、関係機関における情報の共有化を図り、連携の緊密化を図った。				消費生活・文化課 県警生活環境課
60	弁護士会や司法書士会等との連携により、多重債務問題への対策に取り組んでいく。				消費生活・文化課

◎消費生活相談受付件数の年度別推移（県相談機関受付分）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
相談受付件数	12,989	12,713	10,710	10,948	9,960	8,330	8,442	9,639	8,822	7,741
対前年度比	93.8 %	97.9 %	84.2 %	102.2 %	91.0 %	83.6 %	101.3 %	114.3 %	91.5 %	87.7 %
多重債務相談件数	1,852	2,161	1,886	1,716	1,267	372	478	451	325	262
多重債務相談割合	14.3 %	17.0 %	17.6 %	15.7 %	12.7 %	4.5 %	5.6 %	4.7 %	3.6 %	3.3 %

※平成22年6月に改正貸金業法が施行されて以降、多重債務に関する相談は大きく減少した。